

地方公共団体における 社会保障・税番号制度の導入について

平成25年11月

総務省自治行政局住民制度課

理事官 池田敬之

社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

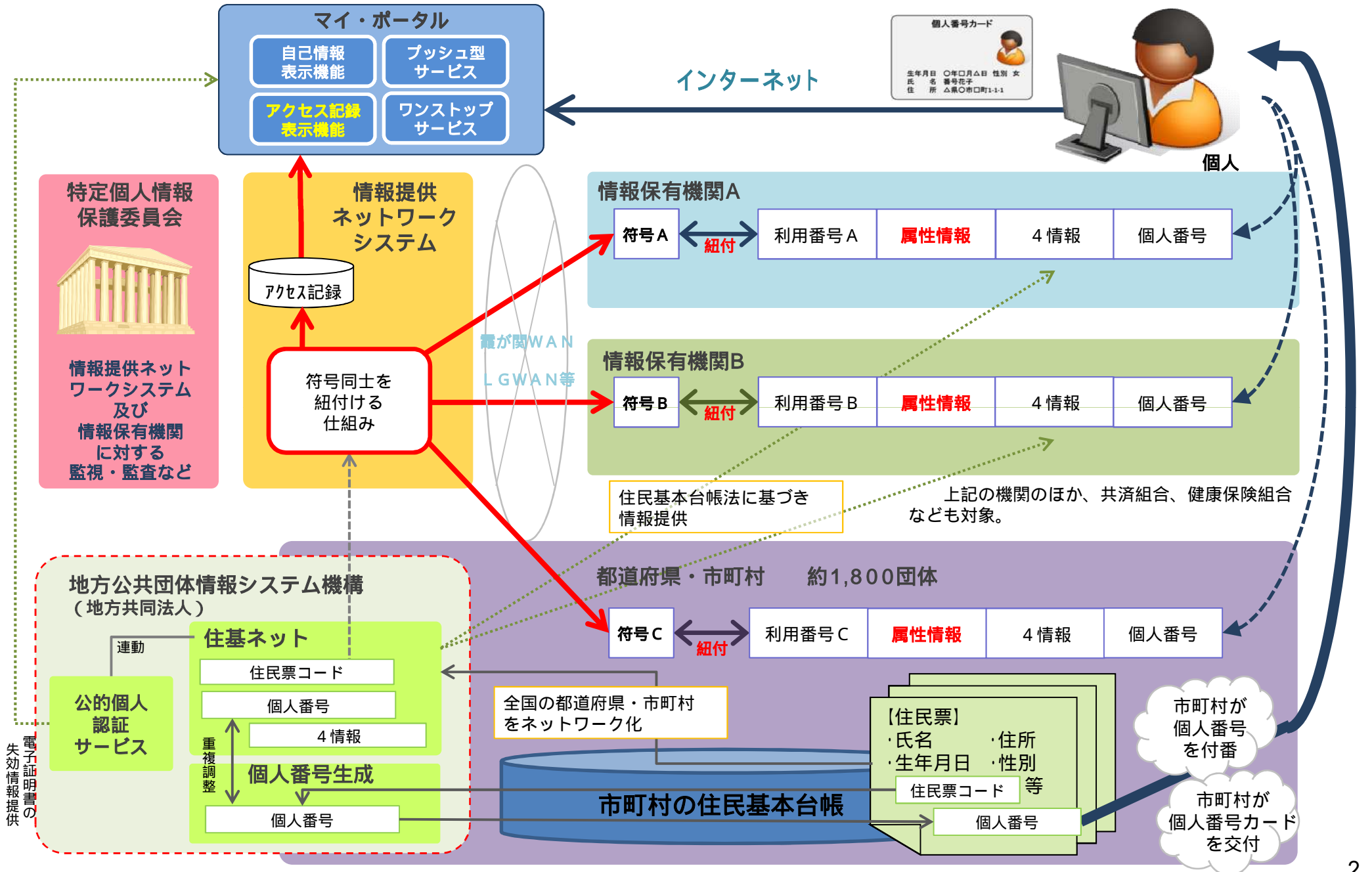
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

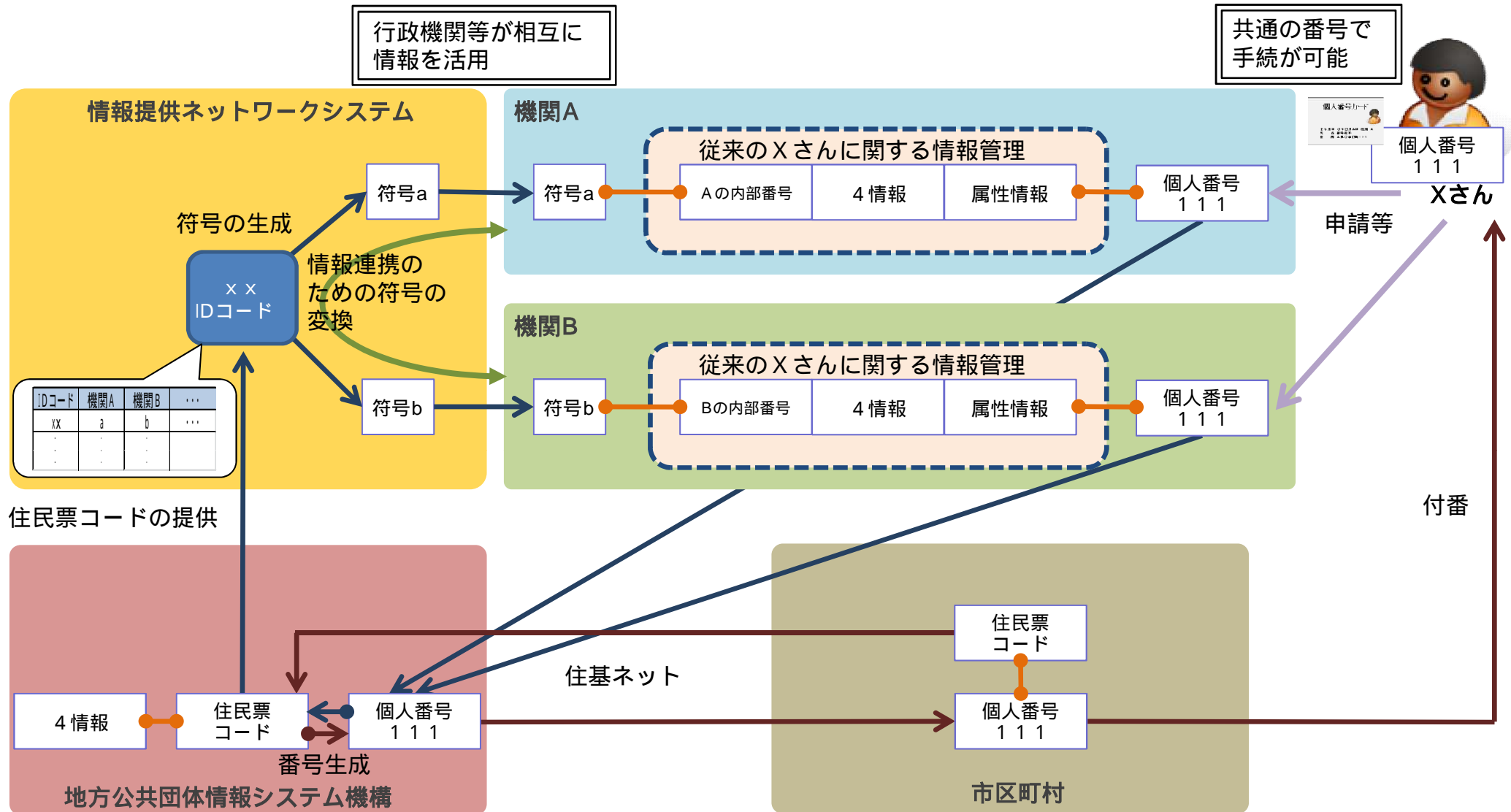
社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、**福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用**（第9条第2項）。

社会保障・税番号制度のイメージ



番号制度(付番・符号生成・情報連携)のイメージ

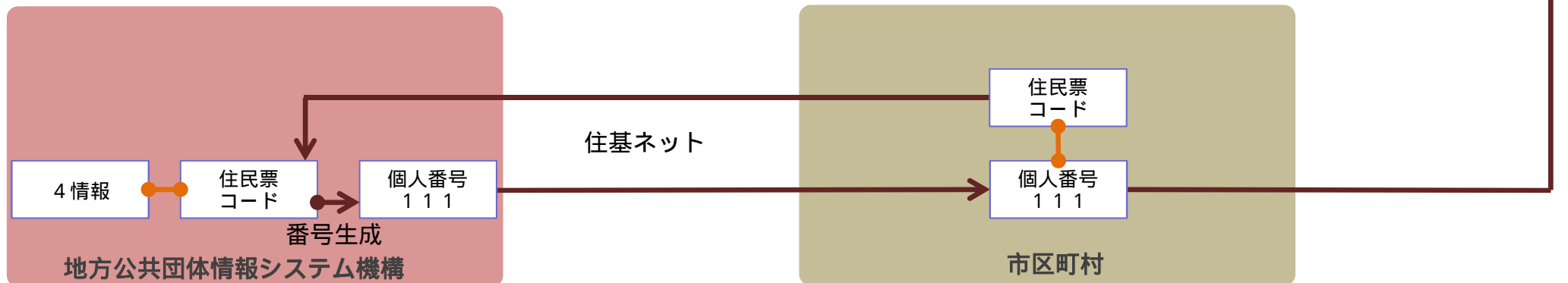


- 1.付番:市町村長の求めを受け機構が番号を生成し、市町村長が付番(→)
- 2.符号生成:各機関は情報連携のため、符号を取得(情報提供ネットワークシステムが符号を生成)(←)
- 3.情報連携:各機関は情報提供ネットワークシステムを通じて符号により情報連携(⇄)

付番のイメージ

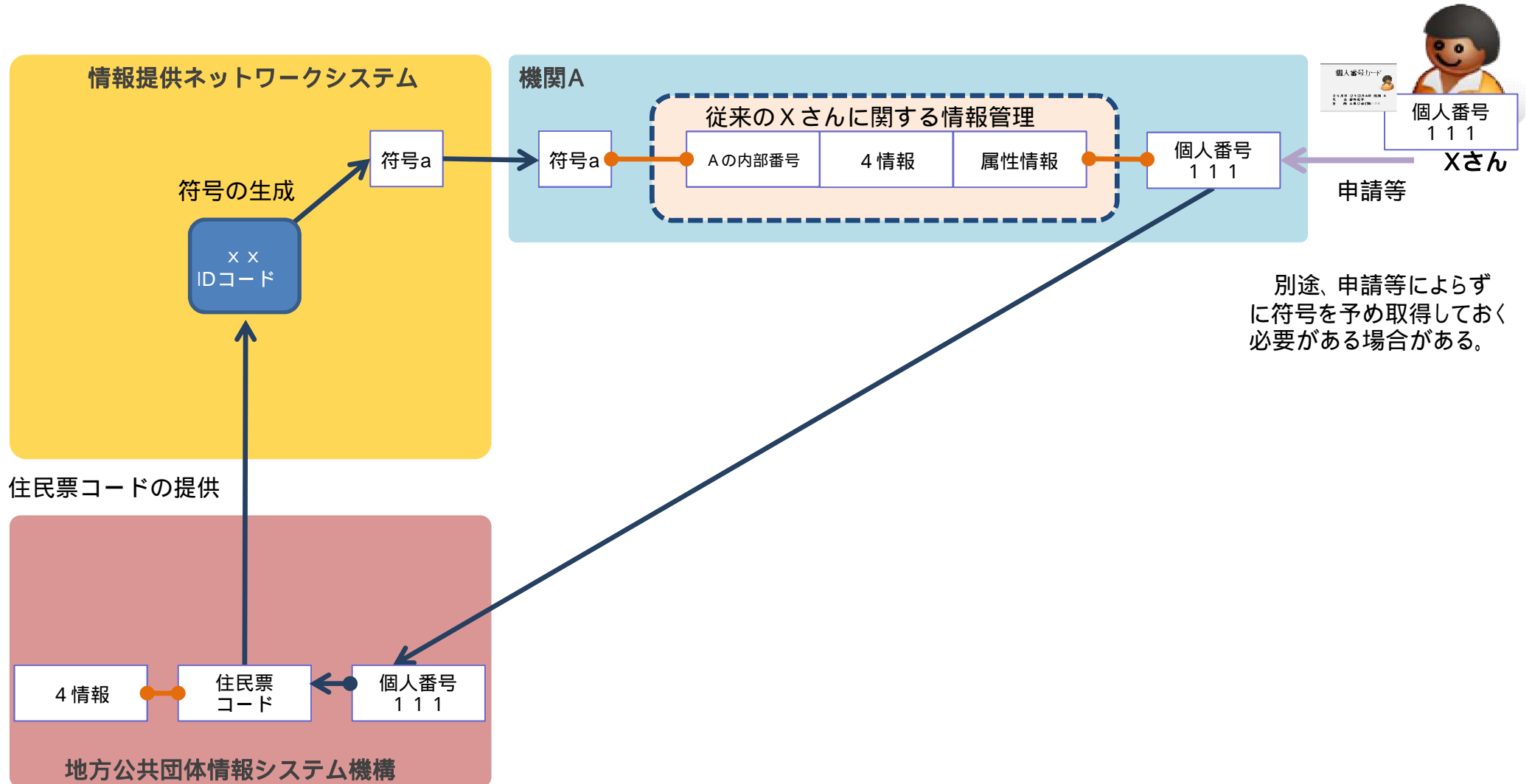


住民票コードの提供



【例】出生の場合（制度導入時の初期一斉付番の場合は から ）
市区町村は、Xさんに住民票コードを付番し、それを機構へ送付し、Xさんの個人番号の取得を要求
機構は住民票コードから個人番号を生成
機構は生成した個人番号を市区町村へ送付
市区町村内で、個人番号と住民票コードを紐付け
市区町村は、個人番号をXさんに通知（通知カードの送付）

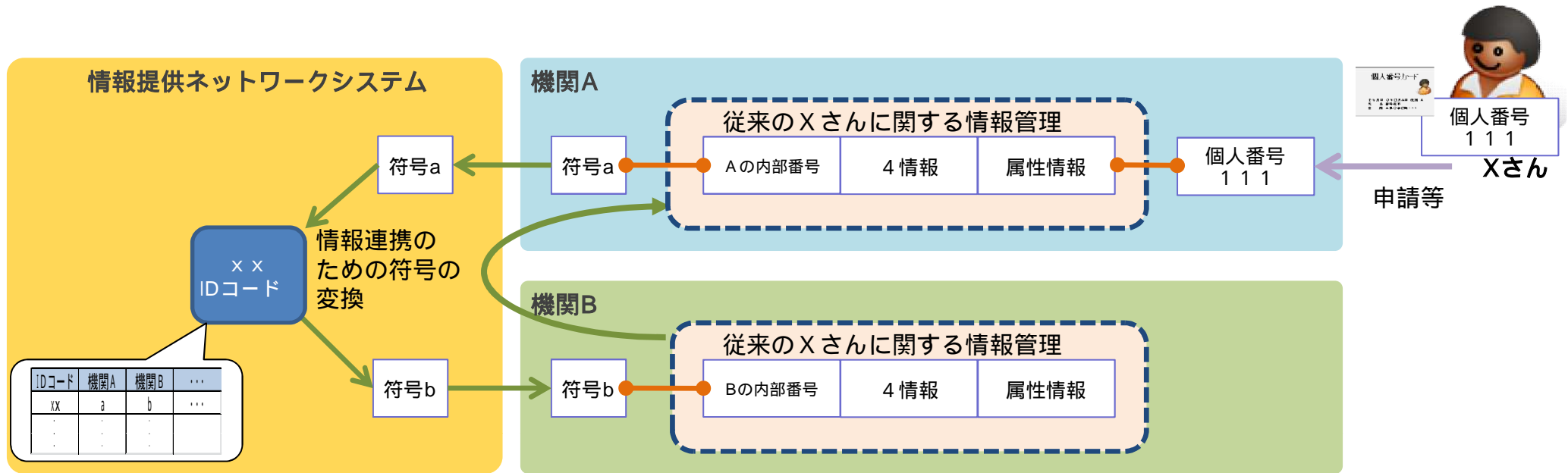
符号生成のイメージ



Xさんが機関Aに申請等（機関AがXさんの個人番号を取得）
 機関Aは、個人番号とXさんの情報を紐付けし、システムに保存
 機関Aが機構に個人番号を送付し、符号の取得を要求
 機構は、個人番号を住民票コードに変換
 機構は、住民票コードを情報提供ネットワークシステムに送付し、
 符号の生成を要求

情報提供ネットワークシステムは、住民票コードからIDコード××
 を生成し、さらにIDコード××から機関A用の符号aを生成（ID
 コード××の生成後、住民票コードは削除）
 情報提供ネットワークシステムは、符号aを機関Aに送付
 機関Aは、符号aとXさんの情報を紐付け、システムに保存

情報連携のイメージ



Xさんが機関Aに申請等
 機関Aは、情報提供ネットワークシステムにXさんの符号aと共に、機関Bが持っている の情報がほしい旨を送付
 情報提供ネットワークシステムは、符号aを符号bに変換
 機関Aからの照会内容が、符号bと共に機関Bへ
 機関Bは、Xさんの の情報を機関Aに送付

社会保障・税番号制度関連四法の公布

【平成25年5月31日公布】

● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるもの。

● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるもの。

● 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）

地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。

● 内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）

内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるもの。

社会保障・税番号制度関連法(5/31公布)の概要

(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【内閣官房】

総則

下線部が総務省の所掌事務

個人番号

市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求。

市町村長は、個人番号を定め、通知カードにより通知。

個人番号の利用範囲を番号法に明記。地方公共団体の独自利用も可能。

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付。

市町村長等は、条例等で定めるところにより、個人番号カードを利用可能。

特定個人情報の提供

特定個人情報の提供は原則禁止。情報提供ネットワークシステムを使用して行う場合など、番号法の規定によるもののみが可能。

特定個人情報の保護

特定個人情報保護委員会

法人番号

雑則

個人番号の通知等の市町村長が処理する事務の区分は法定受託事務。

罰則

(2)関連整備等法【内閣官房】

住民基本台帳法の一部改正【総務省】

公的個人認証法の一部改正【総務省】

⋮
⋮
⋮
⋮
⋮

(4)政府CIO法【内閣官房】

内閣情報通信政策監(政府CIO)の設置根拠を整備

(3)地方公共団体情報システム機構法【総務省】

住民基本台帳法の一部改正について

1. 住民票の記載事項及び住基ネットに取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付

個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等とあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つと位置付け

2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

3. 指定情報処理機関制度の廃止 地方公共団体情報システム機構に移行

各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定

4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除 番号法に規定する個人番号カードに移行

番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除

公的個人認証法の一部改正について

1. マイポータルの利用等に活用できる「電子利用者証明」の仕組みを創設

自己の個人番号に係る個人情報が行政機関等にどのように提供されたかを確認するため、マイポータルを通じてインターネット上で閲覧できる仕組みを構築することに伴い、ID・パスワード方式に変わるインターネット上の安全なログイン手段として「電子利用者証明」の仕組みを創設する。

2. 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大(総務大臣が認める民間事業者を追加)

民間のサービスにおけるインターネット上での本人確認手段として活用可能とするため、これまで行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加する。(例:インターネット上の預金口座開設等)

これに伴い、電子証明書の発行番号が個人情報のマッチングキーとならないように、当該発行番号の利用の制限に関する規定を設ける。

3. 電子証明書の発行手続きを簡素化

電子証明書の発行の増加に対応し、市町村長の発行事務の円滑化を図るため、現行制度において申請者本人が作成している鍵ペアを、市町村長が作成することとする。

4. 指定認証機関制度の廃止 地方公共団体情報システム機構に移行

各都道府県知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が認証業務を行うことを規定する。

機構は、電子証明書の失効情報の提供に係る事務等に関し、手数料を徴収することができる。

地方公共団体情報システム機構法について

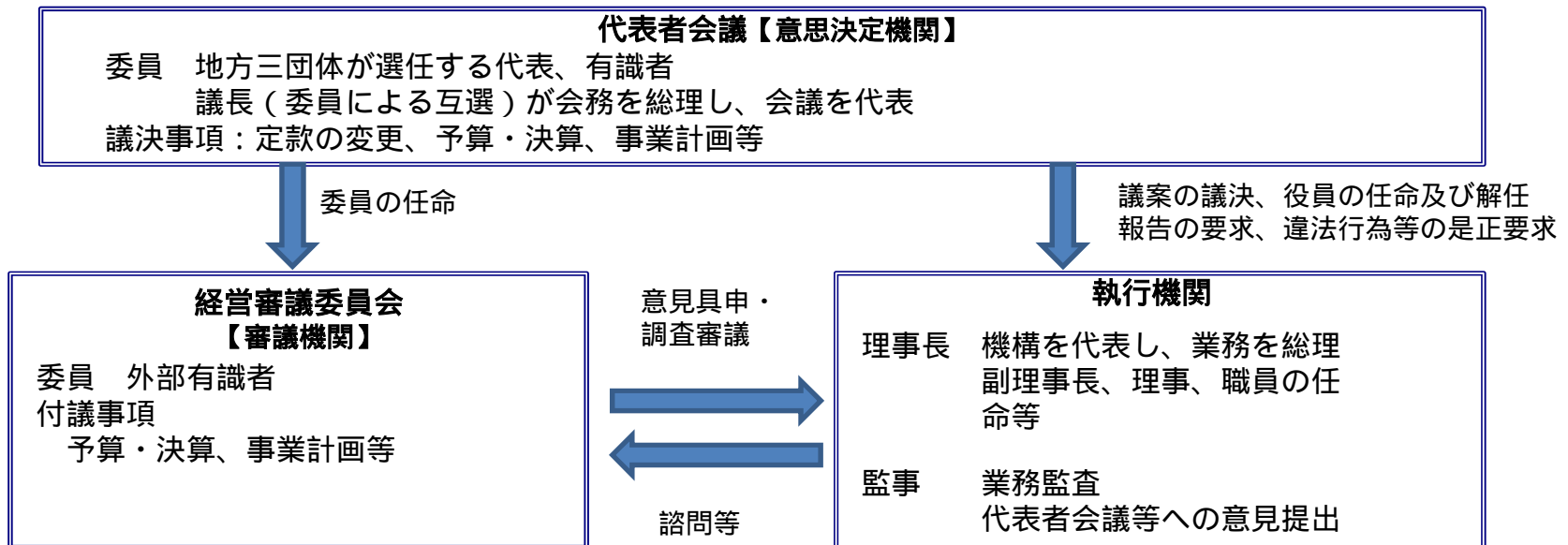
地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。

地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及び番号法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。

総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。

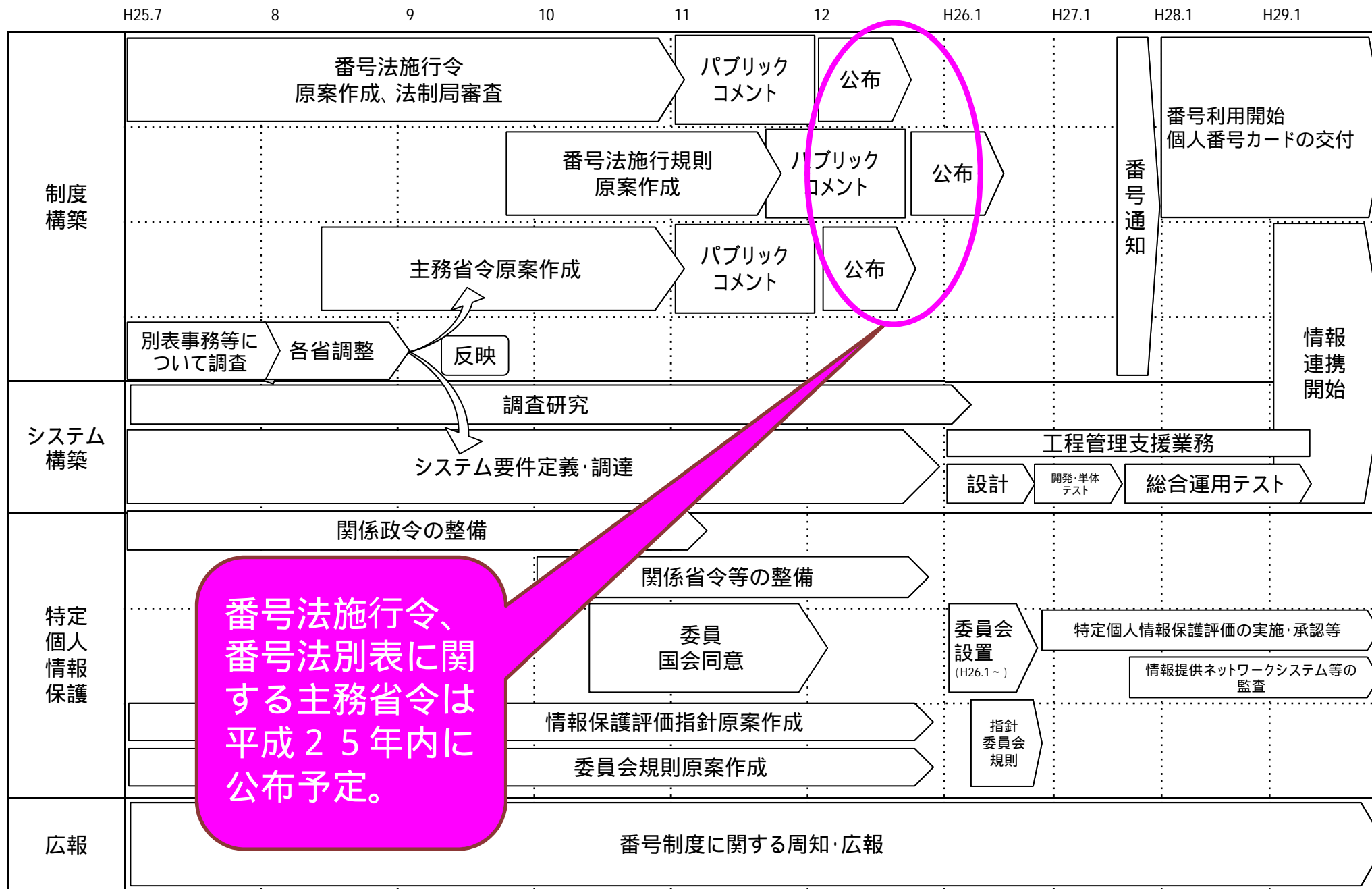
組織

地方の代表や有識者が参画する意思決定機関等のガバナンスのもとで、意思決定の透明性を高め、効率的な運営を確保



	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
番号法			H27.10 ~		
機構法	H26.4.1 ~				

番号法施行に向けた当面のスケジュール(案)

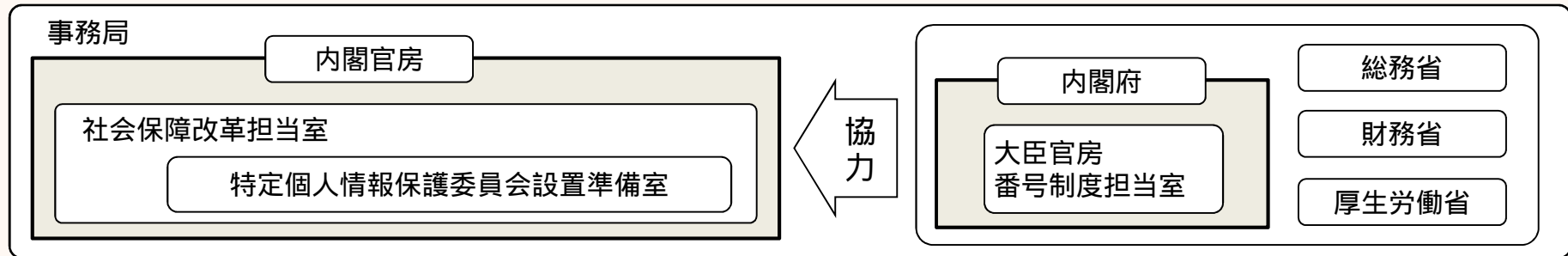


番号法施行令、番号法別表に関する主務省令は平成25年以内に公布予定。

社会保障・税番号制度関係府省連絡会議

- 社会保障・税番号制度の円滑な導入及び定着に向けて関係府省が一体となって取り組むため、社会保障・税番号制度関係府省連絡会議を開催する。

座長 社会保障・税一体改革担当大臣を補佐する内閣府副大臣



構成員

内閣情報通信政策監
 内閣府政策統括官（防災担当）
 政策統括官（共生社会政策担当）
 総務省大臣官房総括審議官
 行政管理局長
 自治行政局長
 自治税務局長
 消防庁次長
 法務省民事局長
 財務省主計局長
 主税局長
 国税庁次長

文部科学省大臣官房総括審議官
 初等中等教育局長
 高等教育局長
 スポーツ・青少年局長

厚生労働省健康局長
 医薬食品局長
 労働基準局長
 職業安定局長
 職業能力開発局長
 雇用均等・児童家庭局長
 社会・援護局長
 社会・援護局障害保健福祉部長
 老健局長
 保険局長
 年金局長
 政策統括官（社会保障担当）

農林水産省経営局長
 国土交通省住宅局長

社会保障・税に関わる番号制度に関する国と地方の事務レベルの協議の場

1. 設置の趣旨

社会保障分野においては、手続の窓口や事務の多くを地方公共団体が担っていることから、社会保障・税番号制度を真に実効性のあるものとするためには、地方公共団体の意見を反映させることが不可欠である。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の国会審議においては、番号法の採決に係り、参議院において「社会保障・税番号制度に係る地方公共団体のシステム整備について、・・・地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討すること。」との附帯決議がなされている。

このため、個人番号の利用範囲等の制度の詳細について、地方公共団体の意見を踏まえた検討を行うため、国と地方の事務レベルの協議の場を設置する。

2. 具体的な検討事項

- 番号法別表第1及び第2に基づく主務省令の内容について
- 番号法第9条第2項に基づく地方公共団体が独自に条例で定める事務について
- 制度の周知・啓発その他について

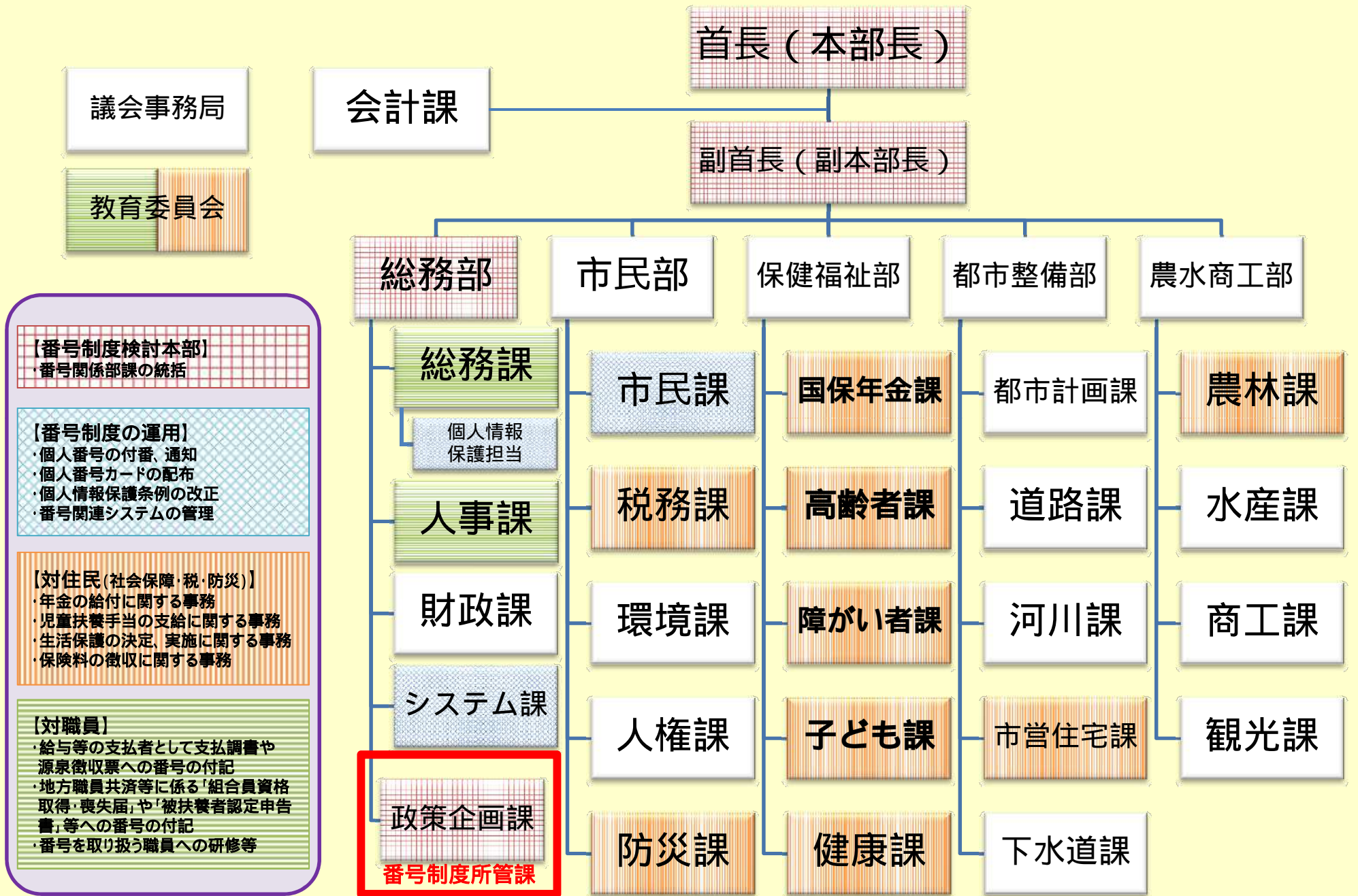
3. メンバー

国 : 総務省、厚生労働省、内閣官房
都道府県 : 新潟県、長野県、徳島県、高知県、佐賀県
市 : 多久市、三鷹市、川口市、千葉市、大阪狭山市、高松市
町村 : 秋田県井川町、神奈川県町村情報システム共同事業組合

4. スケジュール

- 平成25年6月24日に、第1回を開催。
- 平成25年秋頃に、第2回を開催予定。

架空の地方公共団体における番号制度導入体制



番号制度を所管する課の決定

単に番号制度についての連絡窓口役ではなく、番号制度の導入へ向けたスケジュール管理など、番号制度について庁内全体を統括する課を決定。

平成28年1月の番号利用開始、平成29年7月の情報連携開始への対応のみならず、その後の番号制度を活用した住民サービスの向上や行政事務の効率化といった『行政改革の推進』までを見越した、番号制度を所管する課の決定が必要と考えられる。

各作業を行うこととなる課の洗い出し

「やること」として挙げられている各作業につき、どの課が関係することとなるのかを洗い出す。

ひとつの作業につき、複数の課が関係することとなるため、関係各課が協働して作業を進めることができるように、役割分担などを決めておく必要がある。

特定個人情報保護評価とは

行政機関の長、地方公共団体の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、**特定個人情報保護評価**を実施することが原則義務付けられる。（番号法第27条）

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。

- 具体的には、保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、自ら所定の様式の評価書に記載し、公表するもの。

情報保護評価の対象

特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を保有する業務・システム

- 評価書は、特定個人情報ファイルを保有する業務・システムごとに作成。
- 保有する特定個人情報ファイルが紙ファイルの場合は、情報保護評価の対象外。
- 保有する特定個人情報ファイルの対象者数が1,000人未満の場合は、情報保護評価の対象外。
- 保有する特定個人情報ファイルの対象者数が1,000人以上10,000人未満の場合は、しきい値評価のみでよい。
- 詳細はP 7 参照。

特定個人情報保護評価とは

情報保護評価の実施時期

特定個人情報ファイルを保有しようとする前に実施。

- 情報保護評価はシステムの開発(改修)前までに実施する必要がある。その中でも、特定個人情報保護評価の結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システム開発前の要件定義段階で実施することが望ましい。
- 情報保護評価指針は、2014年1月～6月に設置される特定個人情報保護委員会より公表されるが、指針の公表から半年を超えない範囲でシステム開発(改修)が発生する場合は、システム開発開始後の実施も認められる。
- 特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再度評価を実施。

評価書の様式

2012年11月に公表した地方公共団体等向け情報保護評価指針素案(中間整理)において公表した評価書について改訂(別添1～3)。

来年(2014年)の初めに特定個人情報保護委員会が設立後、正式な評価書が公開される。

その他

全項目評価書は、第三者点検を実施する必要がある。

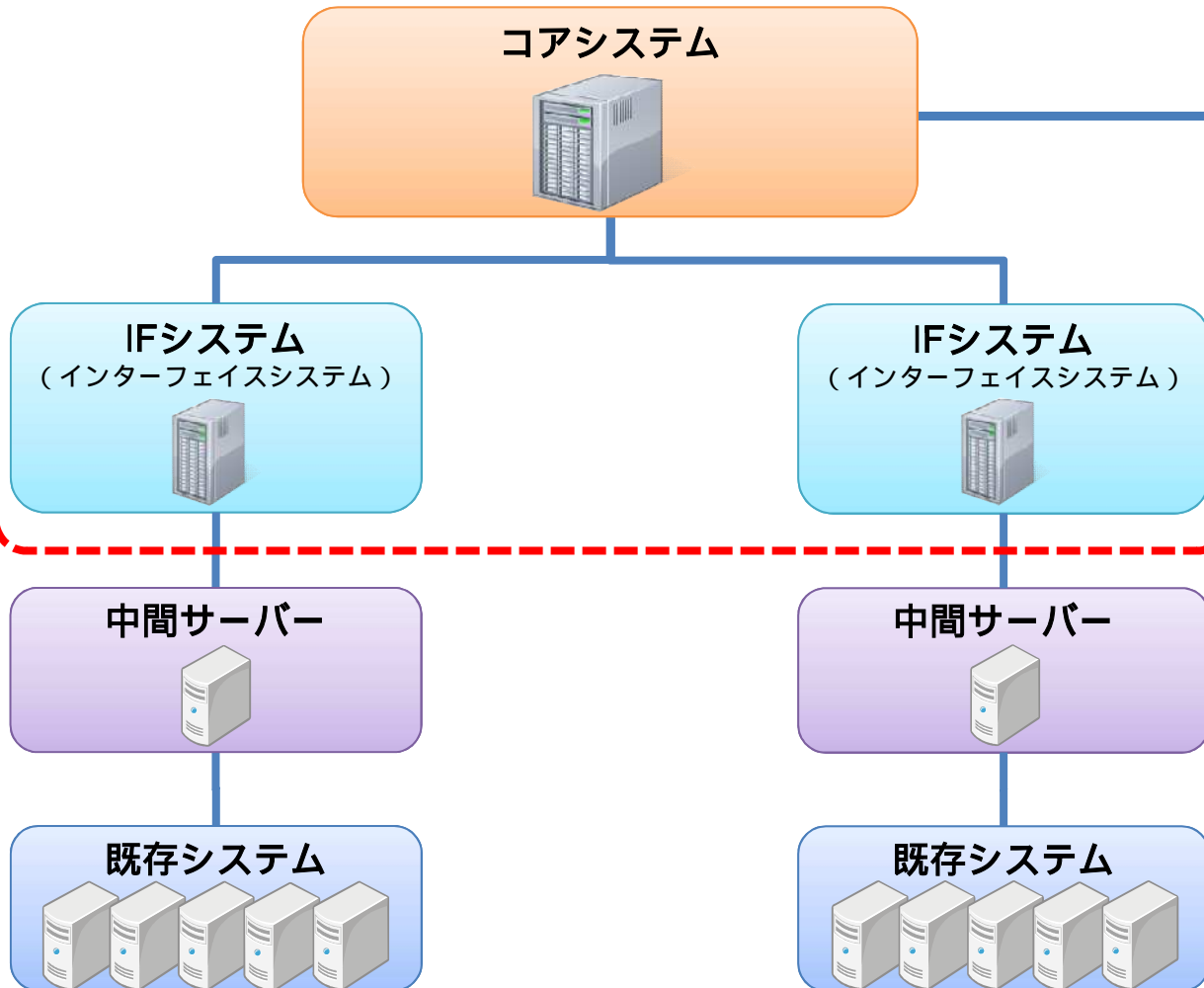
- ただし、自治体で全項目評価を実施することになる可能性があるのは、対象者数が10万人以上の特定個人情報ファイルのみ。

本資料に記載された内容は、特定個人情報保護委員会設置後に、委員会により変更される可能性がある。

情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムとは

情報提供ネットワークシステム

情報提供ネットワークシステムは、法別表第2に規定されている情報照会者が取り扱う事務について、情報提供者が保持している特定個人情報の連携を実現するための仕組みです。



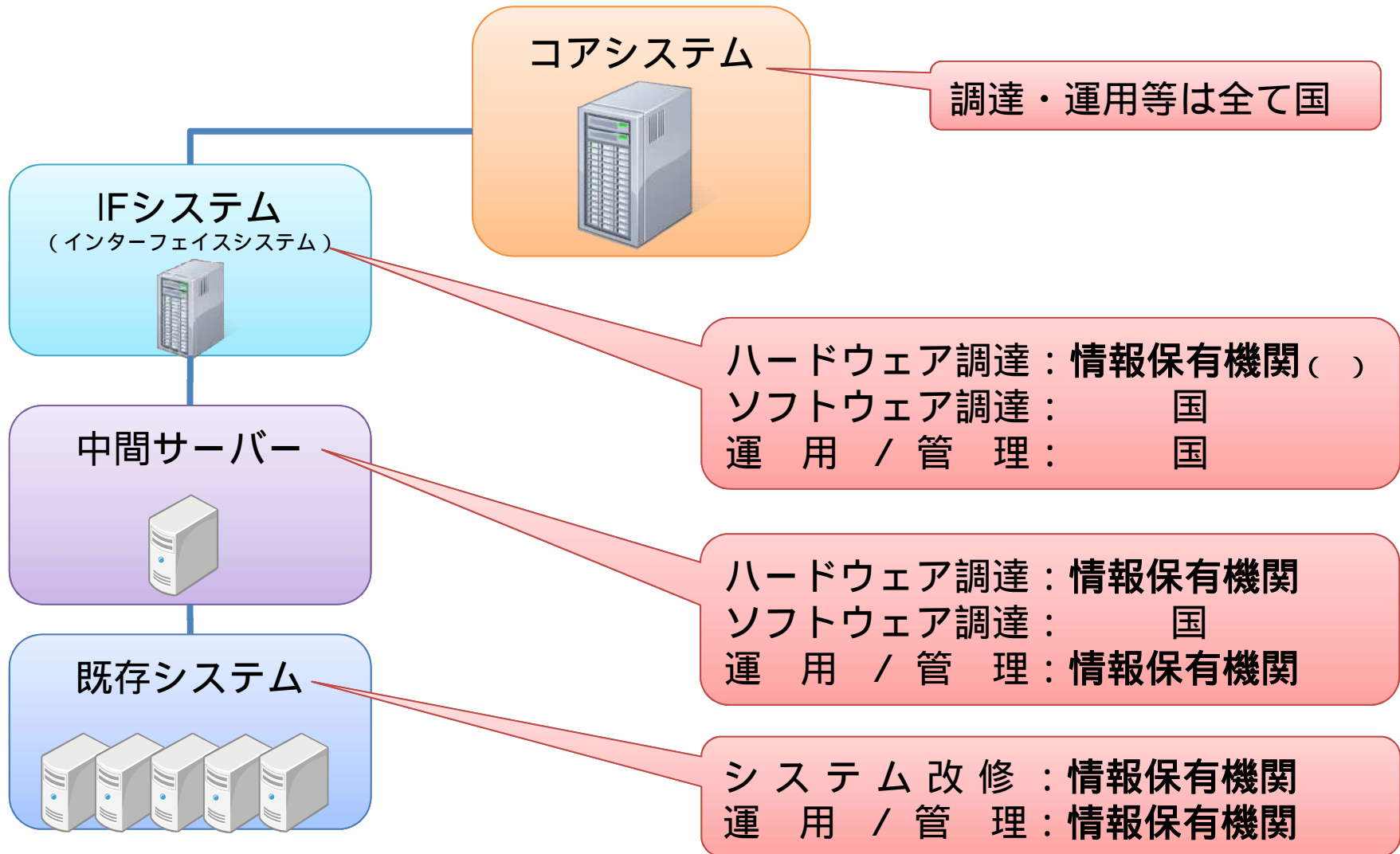
情報提供等記録開示システム

行政機関間の情報提供記録を開示する等の機能を有する仕組みです。



各システムの調達範囲

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」
- 中間サーバー技術標準の検討に係る報告書 - 参照



インターフェイスシステムのハードウェア調達は情報保有機関が行うことを基本とするが、地方公共団体については共同利用を考慮し、国が一括調達することも検討しています。

社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究(内閣官房)

目的

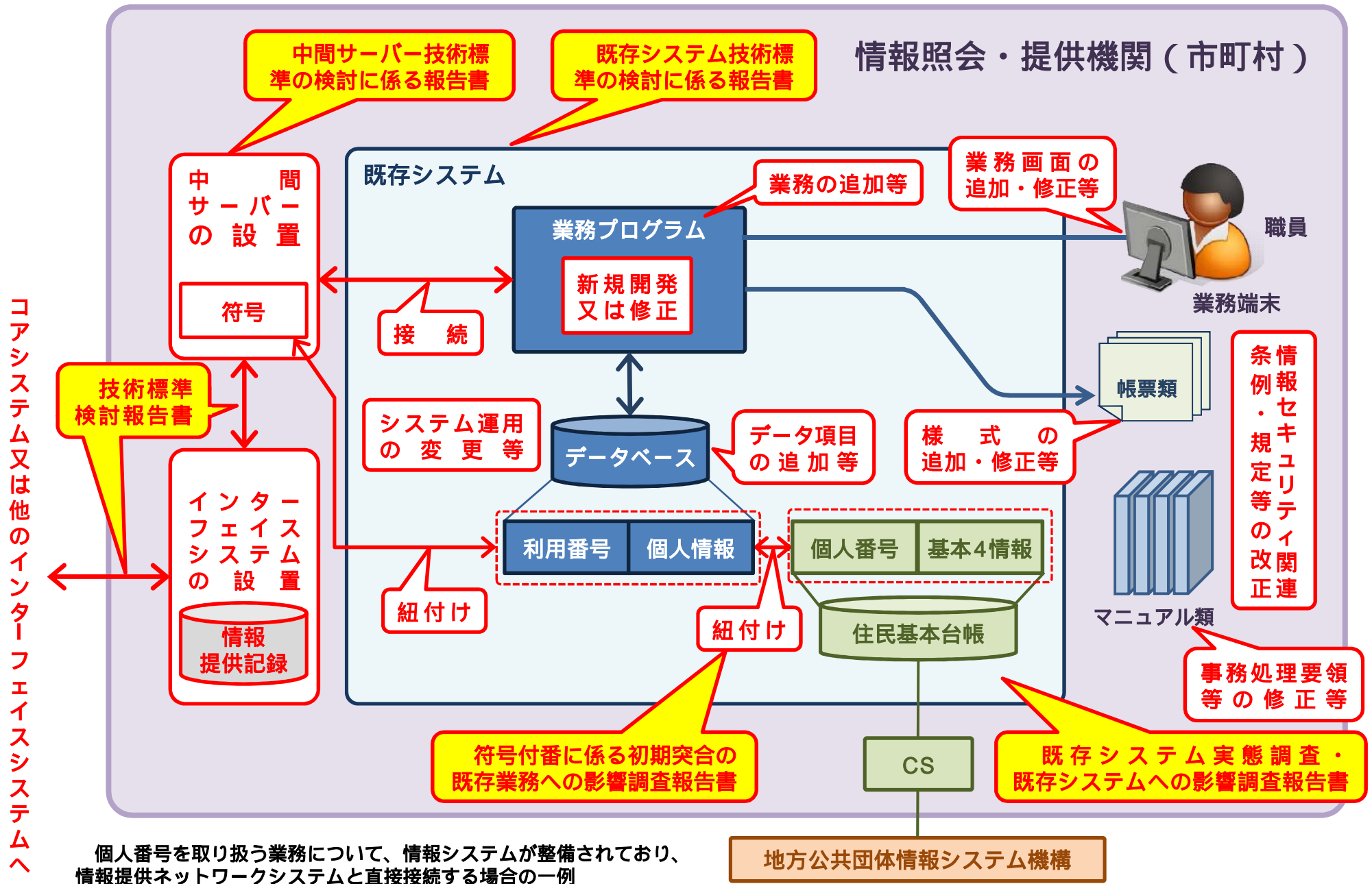
地方公共団体の既存情報システムの改修及び情報提供ネットワークシステムへの円滑な接続に資する基礎資料の収集及び各種技術標準等の策定。



報告書

No	報告書名	記載概要
	本調査研究に係る最終報告書	本調査研究に係る最終報告書として、各報告書の概要について取りまとめたもの。
	既存システム実態調査・既存システムへの影響調査報告書	各地方公共団体が保有する既存システムに関し、類型化毎に現状分析結果を取りまとめたもの。また、地方公共団体における番号制度導入に伴う社会保障分野の既存システムの改修内容、業務フローの変更点について、現時点で判明している範囲で取りまとめたもの。
	符号付番に係る初期突合の既存業務への影響調査報告書	地方公共団体が符号付番を実施する際の技術的課題の分析結果及び符号付番作業を円滑に実施するための対応方法の検討結果を取りまとめたもの。
	既存システム技術標準の検討に係る報告書	既存システムにおいて、中間サーバーへ情報を引き渡すために実装すべき機能について、構築又は改修等に係る技術標準の検討結果を取りまとめたもの。
	中間サーバー技術標準の検討に係る報告書	既存システムの差異を吸収するための仕組みとして中間サーバーが実装すべき機能について、構築又は改修等に係る技術標準の検討結果を取りまとめたもの。
	技術標準検討報告書	情報提供ネットワークシステムを通じて行われる処理において遵守すべき技術標準の検討結果を取りまとめたもの。他の各成果物は本検討内容を踏まえることを前提とする。そのため、情報提供ネットワークシステムへ接続する全ての機関が参照すべきもの。

各報告書の位置づけ(内閣官房)



個人番号を取り扱う業務について、情報システムが整備されており、情報提供ネットワークシステムと直接接続する場合の一例

情報提供等記録開示システムのユースケース等に係る調査研究(内閣官房)

付則第6条第5項

政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置する。

調査研究

マイ・ポータルで想定されるサービスの中からユースケース(10件)を選定し、ITを活用したサービスの事例調査(15件)の結果と比較し、現在抱えている問題点の洗い出しや、マイ・ポータルを実現する際の課題及び課題解決策の検討。



マイ・ポータル (基本サービスイメージ)

情報提供記録表示

自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能(附則第6条第5項)

自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能(附則第6条第6項第1号)

プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能(附則第6条第6項第2号)

ワンストップサービス()

行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能(附則第6条第6項第3号)

サービス実現に向けた考え方

- 個人番号カードに格納される利用者証明用電子証明書による本人認証及び情報提供ネットワークシステムを活用して提供することが適当と考えられる。
- 表示対象となる情報提供記録を細かく絞り込むよりも、対象期間の指定等、シンプルな条件設定で利用者が情報提供記録を取得できるようにすることが考えられる。
- 情報保有機関に対して自己情報表示を要求する際には「符号」を活用することが有効と考えられる等、情報提供ネットワークシステムを活用して提供することが適切であると考えられる。
- 利用者が必要とする自己情報を容易に選択可能とするためには、検索機能を提供する必要があるが、その条件設定としては、情報保有機関名、自己情報の名称、カテゴリー(分野)が考えられる。
- 既存の情報システムの情報配信サービスと情報提供ネットワークシステムを活用したプッシュ型サービスを併用することが適切であると考えられる。
- プッシュ型サービスのお知らせへ簡単に返答する機能を提供することは利用者の利便性の向上に有効と考えられ、またこの機能は「符号」を活用することで効率的に提供できると考えられる。
- 情報提供ネットワークシステムを活用した電子申請を設けるよりも、既存の情報システムの電子申請の活用や、既存の情報システムの電子申請において、自己情報表示機能で確認した自己情報の活用等により、利用者の利便性の向上を図ってくべきであると考えられる。

マイ・ポータルでは、ワンストップサービスの実現について検討されている。ワンストップサービスを実現する上で必要となる基本的な機能は、行政機関等への電子申請を行うことができる機能であるため、調査研究では、広く一般的な電子申請の仕組みについて調査、分析、検討を行った。

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第1章】

第1章 地方公共団体における番号制度の活用について

- 番号制度の導入により、次のような先進的な取組が、他の地方公共団体でも容易に取組が可能に。

住民情報を庁内横断的に共有している団体

総合窓口サービスの取組(福岡県粕屋町)
福祉保健総合相談室(神奈川県藤沢市)

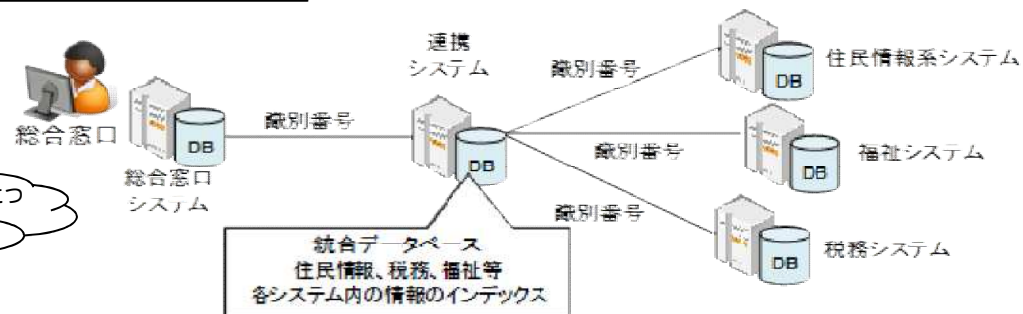
住民情報を時系列で共有している団体

Web健康手帳(岩手県遠野市)
生活習慣病予防(滋賀県長浜市)

住民情報を地理空間的に共有している団体

被災者台帳(兵庫県西宮市)
統合型GIS(千葉県浦安市)

福岡県粕屋町の事例



- 番号制度の導入により、これらの事例は次のようにさらなる発展が可能に。

個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理

(再転入者等の継続的な状況把握、より効率的な名寄せ、他市町村の住民への展開等)

↑ 地方公共団体は、番号法別表第一の事務と番号法第9条第2項の条例で定める事務について、個人番号の利用が可能に。

他団体等との情報連携によるサービスの向上

(単独事業を含めたさらなる添付書類の削減、さらなる手続ワンストップ、調査の効率化等)

↑ 地方公共団体は、番号法別表第二の事務、もしくは特定個人情報保護委員会規則に制定されたものについて、他団体との情報連携が可能に。

個人番号カードを活用したより確実な本人確認

(より正確かつ円滑な本人確認、電子申請の利用増加、個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上等)

プッシュ型のお知らせ(マイ・ポータルとの連携)

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第2章】

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

← 番号制度の導入を契機にクラウド化の検討を！

住民基本台帳システム (第1節)

(ポイント)

個人番号の指定等

個人番号の指定
個人番号を住民票に記載
住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加

個人番号の通知 *
個人番号変更への対応

個人番号カードの交付 *

世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供(中間サーバーへの登録)

(改修時期)
平成26・27年度

各地方公共団体において来年度当初予算計上が不可

* 個人番号の通知と個人番号カードの発行は、地方公共団体情報システム機構が一括して行う方向で検討。

地方税システム (第2節)

(ポイント)

個人番号・法人番号の取得

個人番号・法人番号の活用

個人番号・法人番号による検索機能の追加等

情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会

所得情報の情報提供ネットワークシステムへの提供(中間サーバーへの登録)

個人情報保護(地方税法上の守秘義務との関係)

(改修時期)
平成26・27年度

各地方公共団体における改修の程度にかんがみ、必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

情報提供ネットワークシステム インターフェイスシステム (第3節)

(ポイント)

国が一括で開発し、管理する。

(設置時期)

平成27年度以降

中間サーバー (第3節)

(ポイント)

情報提供

符号にひも付いた世帯情報、所得情報、福祉等情報を管理し、情報照会があれば、これらの情報を提供

情報照会

既存業務システムからの情報照会を情報提供ネットワークシステムに中継

符号管理

既存システム接続 *

インターフェイスシステム接続

情報提供等記録管理

インターフェイスシステムと既存システムとの間に、セキュリティ・コストの観点から情報連携対象の個人情報の副本の保存管理を行う「中間サーバー」が必要

(ハードウェア導入時期)
平成27年度

平成25年度から国で一括してソフトウェアを開発

* 既存システムにおいても、中間サーバーと接続するための改修が必要

団体内統合宛名システム等 (第4節)

(ポイント)

宛番号付番機能

宛名情報等管理機能

中間サーバー連携機能

既存システム連携機能

(改修時期)

平成26・27年度

各地方公共団体における改修の程度にかんがみ、必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

その他の業務システム (第5節)

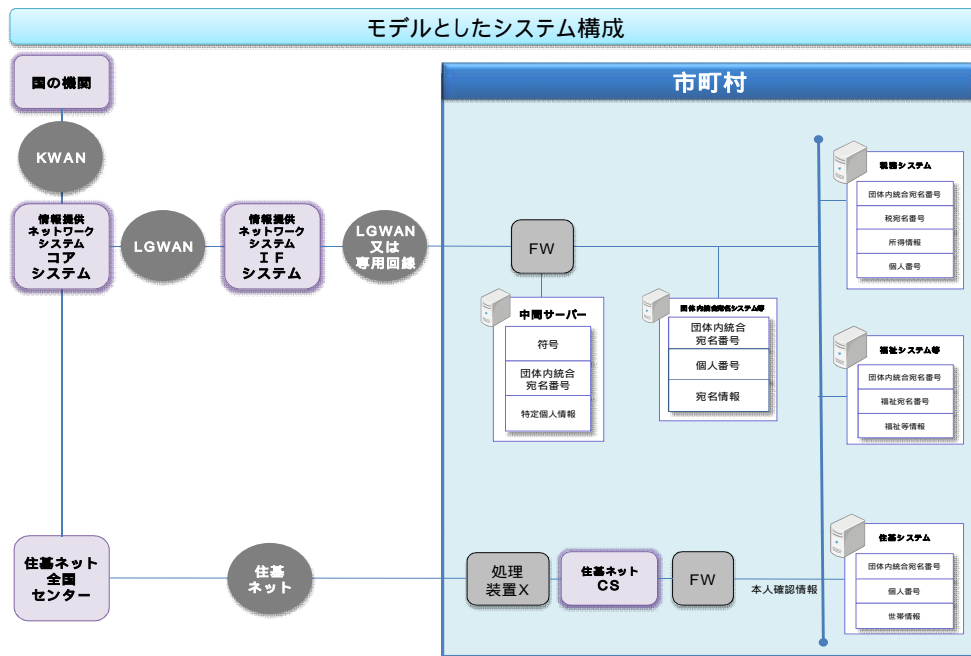
(その他の改修が必要となるシステム)

住民向けの社会保障関係システム

職員向けの人事・給与システム等

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第2章】

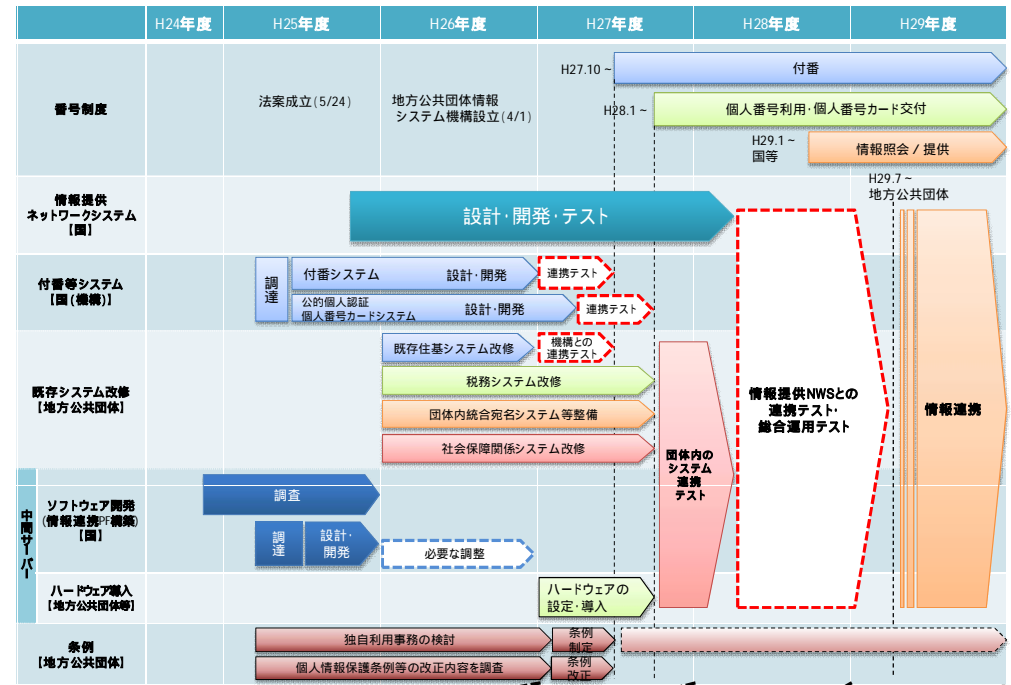
モデルとしてのシステム構成



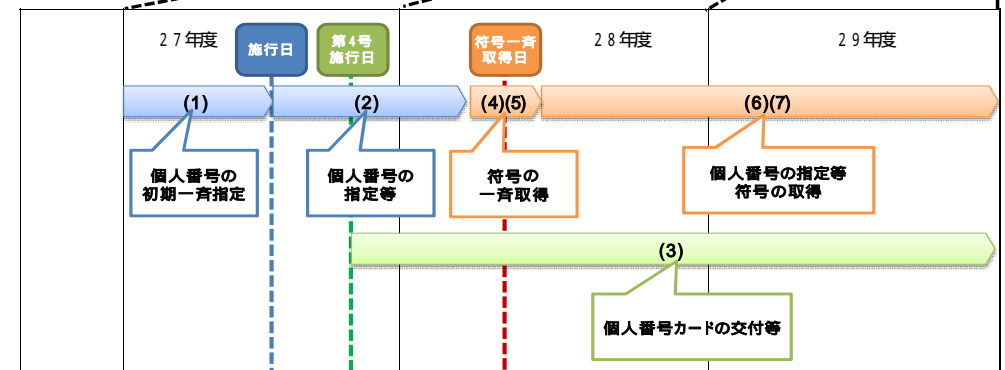
上図は一例であり、IFシステム、中間サーバー及び既存業務システムにおけるクラウド環境の利用や、基幹系LAN及び情報系LANの形態等によって、様々な構成が想定される。

想定スケジュール

社会保障・税番号制度導入に向けたスケジュール



平成25年5月	番号制度関連法成立
平成26年4月	地方公共団体情報システム機構設立
平成27年10月	個人番号の付番及び通知開始
平成28年1月	個人番号利用開始・個人番号カード交付開始
平成29年1月	情報連携(国等)開始
平成29年7月	情報連携(地方公共団体)開始



(1) 番号制度における住民基本台帳システムの役割

個人番号の指定等

- 1 個人番号の指定
 - ・番号法附則第3条の施行日に、個人番号を一斉に指定。
 - ・施行日以後に出生する者等に対して個人番号を指定。
- 2 個人番号を住民票に記載
 - ・住民票に記載した個人番号に係る者の基本4情報と個人番号をひも付け。
 - ・特別の請求があった場合に、個人番号付きの住民票の写しを交付。
- 3 住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加
 - ・本人確認情報に個人番号が追加されることから、既存住基システムからCSへ個人番号を含めた本人確認情報を送信。
- 4 個人番号の通知
 - ・市町村長が個人番号を指定した場合に、当該者に通知。
 - ・個人番号の通知は、通知カードを送付することにより行う。
- 5 個人番号変更への対応
 - ・個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合、その者の請求又は職権により個人番号の変更が可能。

個人番号カードの交付

- ・個人番号がその者に係るものであることを示し、その個人番号を提示する者が確実に本人であることを証明する手段として、本人確認を行った上で交付。

世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供(中間サーバーへの登録)

- ・社会保障給付の資格要件等の確認に必要な世帯情報は、情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長から必要な機関に提供。

- 1 世帯情報の提供方法

- ・住基ネットにより、同一住所の者を検索して、同一世帯の可能性のある者を抽出。
- ・住基ネットにより、抽出したすべての者の正しい個人番号を取得し、情報提供ネットワークシステムを通じて符号を取得した上で情報連携をすることで確認。

- 2 中間サーバーに保有すべき世帯情報

- ・世帯情報を情報提供ネットワークシステムを通じ提供するには、中間サーバーに符号に対応する世帯番号、続柄コード、更新日の保有が必要。
- ・世帯番号については、中間サーバーにおいては、世帯番号の全国的な重複調整等の必要性は特段ないことから、各市町村が独自に付番した世帯番号をそのまま中間サーバーで保有すればよいものと考えられる。
- ・続柄コードについては、「住民基本台帳ネットワークシステムシステム構築手引書」の中で統一的な付番方法を提示しており、当該続柄コードを中間サーバーに保有することが適当であると考えられる。

(2) 住民基本台帳システム改修のポイント

個人番号とすべき番号の取得

- 1 個人番号とすべき番号の取得要求
- ・住基ネットに対し個人番号とすべき番号の生成を求める機能が必要。
- 2 個人番号とすべき番号の受領と保存
- ・機構から個人番号とすべき番号が送信された場合に、これを受領し、保存する機能及びデータベースに個人番号を保存する領域の確保が必要。
- 3 個人番号の変更
- ・個人番号の変更に対応するため、個人番号の履歴管理機能の追加が必要。
- ・個人番号が既に指定されている者に対しても、番号生成の要求を可能とすることが必要。

住民票への個人番号の記載

- 1 住民票の様式変更
- ・住民票に個人番号の記載欄を設けるよう、様式の変更が必要。
- 2 個人番号付きの住民票の写しの交付
- ・個人番号付きの住民票の写しを交付するか、個人番号を省略した住民票の写しを交付するか、選択できるようにする機能が必要。

各種業務処理への個人番号の追加

- 1 異動情報への個人番号の追加
- ・転出入などの異動処理において、異動情報(例えば転出証明書)への個人番号の追加が必要。
- 2 住基ネットの情報に個人番号を追加
- ・本人確認情報に個人番号が追加されることに伴い、住基ネットへ送信する情報に個人番号を追加するとともに、住基ネットから送信される個人番号を含んだ情報を受信し、住民基本台帳システムへ取り込む機能が必要。
- 3 各種業務処理画面に個人番号を追加
- ・各種業務処理画面にて、個人番号の表示及び入力機能が必要。

個人番号の通知(通知カードの送付)、個人番号カードの交付に係る対応

- 1 通知カードの送付先の情報を機構へ送信
- ・通知カードの送付先として、世帯情報等を機構に送信する機能が必要。
- 2 個人番号カードの交付に係る対応
- ・個人番号カードを取得した者の情報を管理するため、個人番号カードの取得状況に関する情報を、必要に応じてデータベースに追加することが考えられる。

情報連携への対応

- 1 符号取得要求機能の追加
- ・市町村においては、符号取得の要求を住基ネットを通じて機構に送信することとなるため、住基ネットCSに対し、符号取得の要求を送信する機能が必要。
- 2 世帯情報の提供に係る対応
- ・情報連携のため、各住民の世帯番号と続柄コードを、その住民の宛名番号と併せて中間サーバーへ送信する機能が必要。この際、中間サーバーへ格納するためのデータ形式が、住民基本台帳システムに保存された情報のデータ形式と異なる場合は、変換が必要。

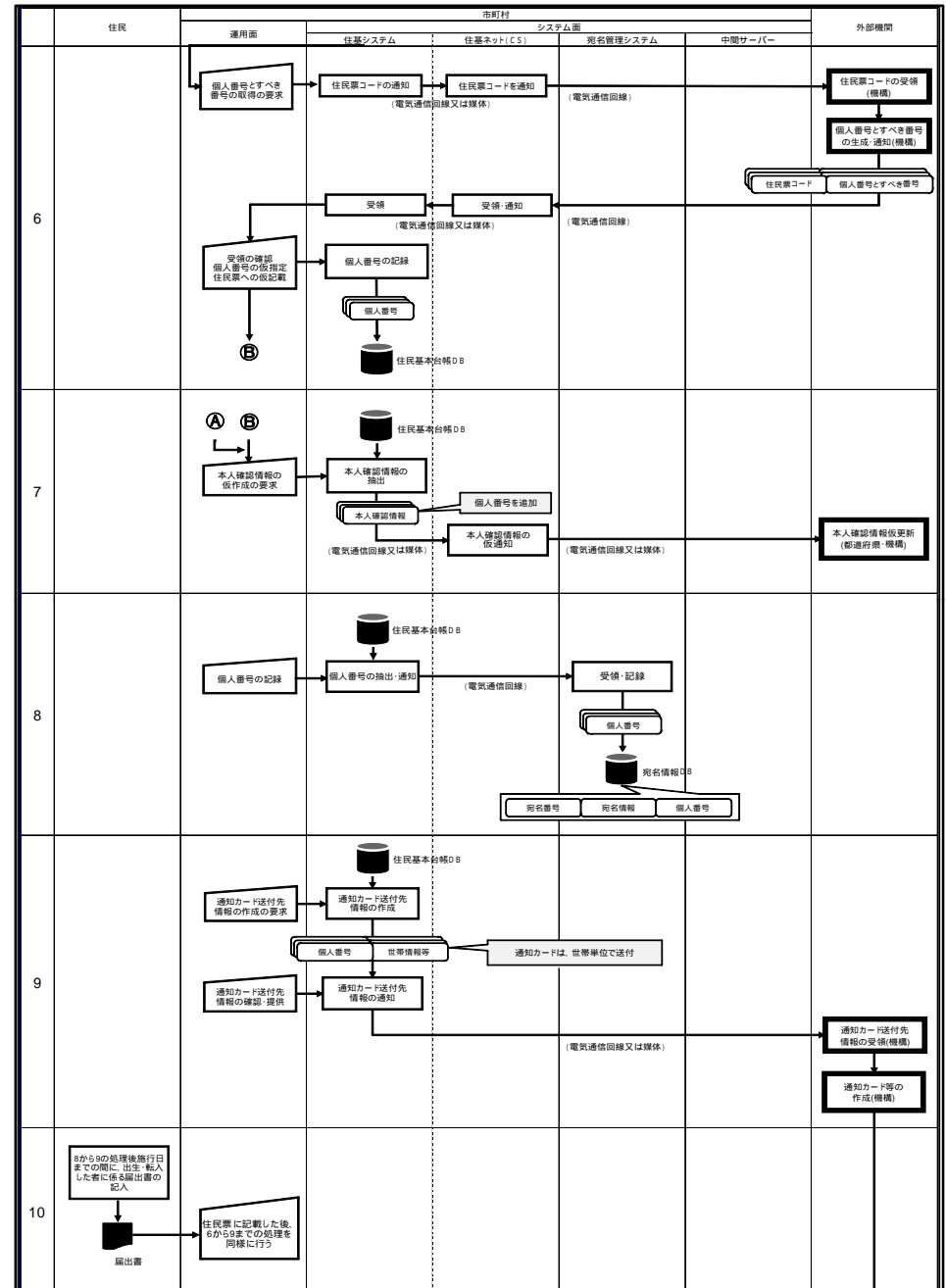
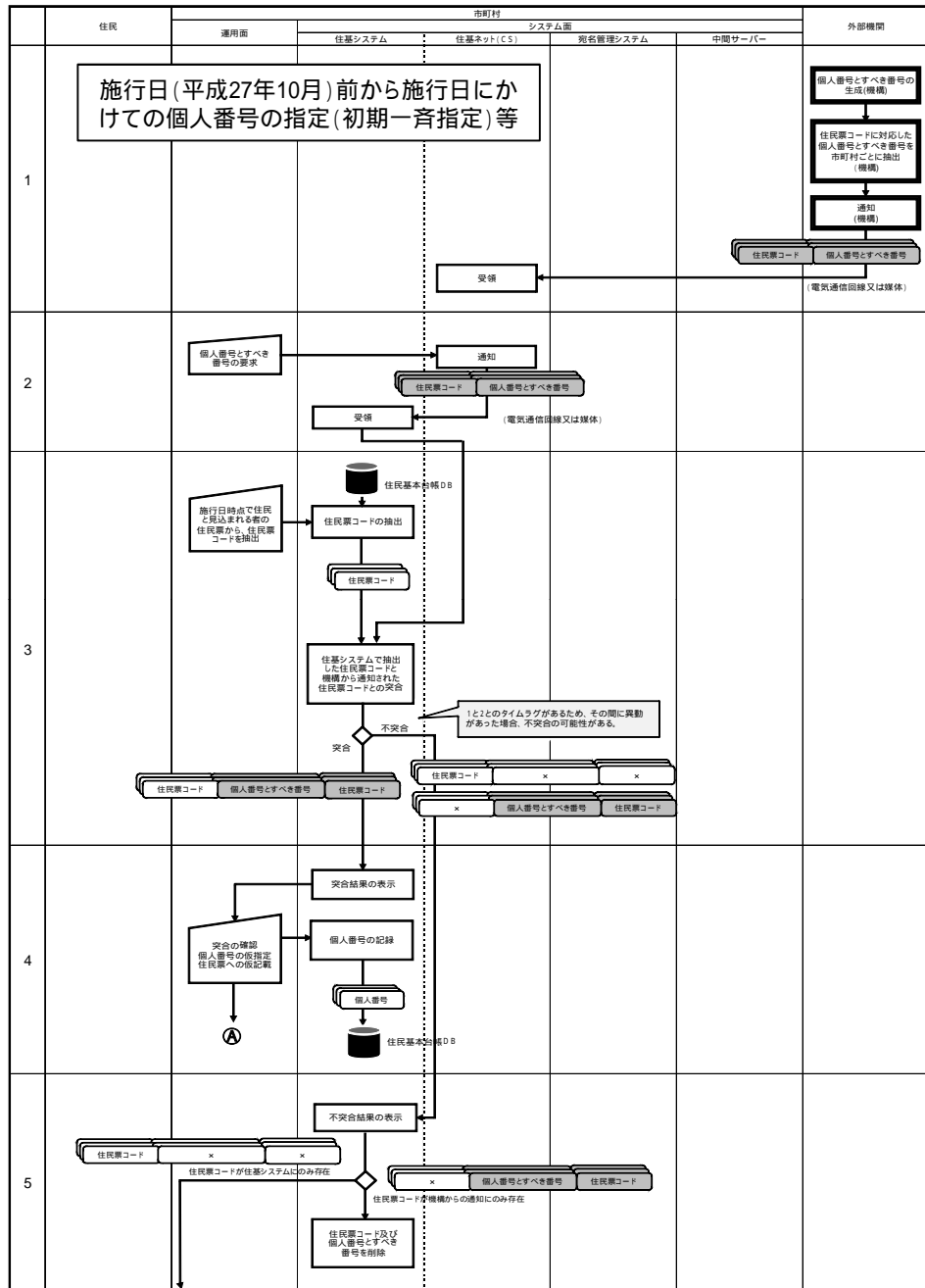
個人番号の初期一斉取得から施行日までの間の対応

- ・個人番号の初期一斉指定において、施行日前に準備行為として、受領・保存した個人番号とすべき番号を、施行日までは住民票の写し等、通常業務の情報に反映されないような措置が必要。
- ・履歴管理について、施行日時点で個人番号が追加される処理が行われたこととなるよう対応が必要。

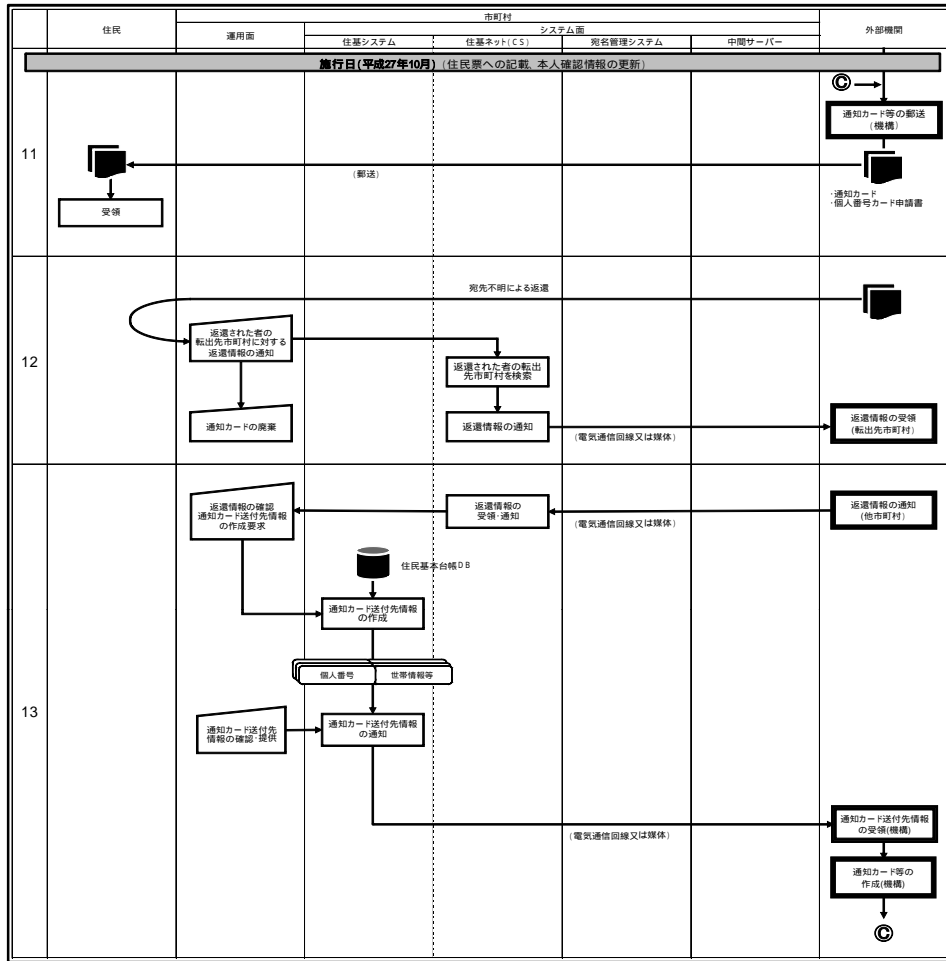
その他

- ・住民基本台帳システムを改修する際、市町村の判断により、必要に応じて以下の対応を検討することが考えられる。
- 1 データベースの増強
- 2 住基ネットCSとのオンライン接続、回線帯域の増強

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(住民基本台帳システム)のポイント<第2章第1節>



地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(住民基本台帳システム)のポイント<第2章第1節>



項目	運用面の対応	システム面の対応	
			項目
1	個人番号とすべき番号の生成と通知	-	-
2	個人番号とすべき番号の取得	・ 機構から通知された個人番号とすべき番号を、住基ネットCSから取得する。	・ 機構から通知された住民票コードに対応する個人番号とすべき番号のデータをファイルに出力する。
3	住民基本台帳から住民票コードを抽出	・ 施行日に住民と見込まれる住民の住民票から抽出した住民票コード(以下「抽出住民票コード」という。)と、あらかじめ機構から通知されたファイル(以下「機構通知ファイル」という。)の住民票コードとの突合を行う。	・ 住民基本台帳DBから住民票コードを抽出する。 ・ 抽出住民票コードと、機構通知ファイルの住民票コードとの突合を行う。
4	抽出住民票コード及び機構通知ファイルの住民票コードが両方存在する者に対する個人番号の指定と住民票への記載	・ 3で突合した場合は、当該個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、住民票に仮記載を行う。	・ 3で突合した住民票コードと個人番号とすべき番号をファイルに出力する。 ・ 個人番号とすべき番号を個人番号として、住民基本台帳DBに登録する。
5	機構通知ファイルの住民票コードのみが存在する者に対する個人番号とすべき番号の削除	-	・ 3で突合せず、機構通知ファイルにのみ存在する住民票コードについては、当該住民票コード及び個人番号とすべき番号を削除する。
6	抽出住民票コードのみ存在する者の個人番号とすべき番号の取得	・ 3で突合しない場合において、抽出住民票コードに係る者の個人番号とすべき番号の取得を要求する。 ・ 機構から通知を受けた個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、住民票に仮記載を行う。	・ 抽出住民票コードをファイルに出力し、住基ネットCSに通知する。 ・ 住基ネットCSから受領した個人番号とすべき番号を受領し、個人番号として記録する。
7	本人確認情報の仮通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を仮通知する。 ・ 住民票や転出証明書等の証明書類には、仮記載した個人番号は記載しない。	・ 個人番号を住民票に仮記載した後は、全ての異動に関する本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットCSに対して本人確認情報を通知する。 ・ 住基ネットに関しては、施行日前から本人確認情報等のレイアウト変更を行う。
8	個人番号の記録	・ 宛名管理システムに個人番号を記録する。	・ 住民基本台帳DBから個人番号を抽出し、宛名管理システムに個人番号を通知する。
9	通知カードを郵送するための送付先情報の作成及び通知	・ 通知カードを郵送するために必要な送付先情報を作成する。 ・ 通知カード送付先情報を確認し、機構に通知する。	・ 住民基本台帳DBから個人番号、世帯の情報、特別な事情により住民票の住所に送付することが適当でない者の送付先情報及び差出人情報を抽出し、ファイルに出力する。 ・ なお、上記で抽出する情報は、通知カードを世帯単位で送付するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が適当でない者に届かないよう配慮する。 ・ 上記の情報のファイルを電気通信回線又は媒体により機構に通知する。
10	8-9の処理の後、施行日までに出発、転入、海外からの転入があった場合の処理	・ 6-9の処理を同様に実施する。 ・ 施行日までは、転入等の場合に、転出地市町村で仮記載した個人番号は使用せず、転入地市町村で住民票を作成する時に、あらかじめ、住基ネットに個人番号とすべき番号の依頼を行う。	・ 6-9の処理を同様に実施する。
11	通知カード等の郵送	-	・ 施行日に住民票に個人番号を記載するが、この個人番号の記載によって、住基ネットに本人確認情報を再送付しないように配慮する必要がある。
12	宛先不明で返還された場合の処理	・ 通知カード等が返還された場合、住基ネットCSに個人番号通知書に記載された個人番号を入力して、転出先市町村を検索し、当該市町村に対し返還情報を通知する。 ・ 返還された通知カードは、市長で細断して廃棄する。	-
13	他市町村から返還情報を受領した場合の処理	・ 返還情報を確認し、通知カード送付先情報を作成する。 ・ 当該者の通知カード送付先情報を機構に通知する。	・ 住民基本台帳DBから個人番号、世帯の情報、特別な事情により住民票の住所に送付することが適当でないものの送付先情報及び差出人情報を抽出し、ファイルに出力する。 ・ なお、上記で抽出する情報は、通知カードを世帯単位で送付するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が適当でない者に届かないよう配慮する。 ・ 上記の情報のファイルを電気通信回線又は媒体により機構に通知する。

業務・システムへの影響と対応の方向性

1. 番号を用いた地方税データの管理

(1) 個人番号、法人番号の取得

【影響】 申告書等に記載された個人番号・法人番号と税情報をひも付けて管理することが必要となる。

【対応の方向性】 宛名システムにおいて宛名番号と個人番号をひも付けることにより、課税管理システムについては個人番号を保有、管理するための改修を抑え、改修範囲が局所化されることが考えられる。

【影響】 制度導入時に保有している税情報と個人番号・法人番号のひも付け(初期突合)が必要となる場合がある。

【対応の方向性】 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供が必要となる者(市町村の住民等)については、初期突合を行うことが必要となる。市町村の住登外者や都道府県の住民は費用対効果を検証して対応を検討。

【影響】 制度導入後に個人番号の告知を受ける際に本人確認、番号の真正性の確認が必要となる。

【対応の方向性】 個人番号カード又は通知カードと通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するもの(運転免許証、旅券等)で確認。確認できない場合は、宛名システムに個人番号及び基本4情報を確認し、真正性を確認。それでも確認出来ない場合は、既存住基システム又は住基ネットに照会することが可能。

(2) 業務効率化のための個人番号・法人番号の活用

【影響】 地方税の賦課徴収事務において、個人番号・法人番号を活用することにより各課税資料の名寄せの効率化などの効果を期待。そのため、検索機能の追加、業務画面表示・入出力帳票の変更、名寄せキーの追加・見直しなどが個人番号・法人番号を利用した業務を行えるようにすることが必要。

【対応の方向性】 地方税法施行規則の改正により、申告書等に書類の提出者その他必要な者(控除対象配偶者、扶養親族等を想定)の個人番号等の記載欄を設ける予定であり、それを踏まえた入力帳票とする。ただし、個人情報保護の観点から、納税通知書、各種証明書等へは原則個人番号は記載しないことが考えられる。

2. 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供への対応

(1) 情報提供ネットワークシステムへの接続

【影響】 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供に対応できるようにすることが必要。

【対応の方向性】

a) 情報の提供

- 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する情報については、中間サーバーに保存することとなる。具体的に保存する情報の内容は番号法の主務省令を踏まえる必要があるが、現時点の方向性は以下のとおり。
 - ✓ 中間サーバーのデータベースに保存される情報については、個人住民税の税額、所得の額、控除額、扶養関係情報等を予定。
 - ✓ データ項目「地域情報プラットフォーム標準仕様書」を参考としつつ、内閣官房の調査研究で示されたデータレイアウトを踏まえて引き続き検討を行う必要がある。
 - ✓ 個人住民税の情報については、年1回、税額通知後速やかに更新を行うとともに、随時の税額変更等を反映するため月に1回以上はメンテナンスのため更新することが考えられる。

b) 情報の照会

- 情報照会にあたっては、情報照会を行う課税管理システムに以下の機能を備える。ただし、中間サーバーの仕様の具体化を踏まえて対応する必要がある。
 - ✓ 中間サーバーに当該者の符号の有無を確認し、照会情報を作成
 - ✓ 照会情報を作成し、中間サーバーに通知
 - ✓ 中間サーバーから通知のあった提供情報を画面表示・記録

(2) 照会・情報提供に用いる符号と個人データとのひも付け

【影響】 情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供を行うためには、符号と個人データとをひも付けて管理する必要がある。

【対応の方向性】 市町村の住民については、住民となった時点で符号が取得されるため、地方税分野として符号の取得が必要となるのは、市町村の住登外者に個人住民税を課している場合や都道府県が情報提供ネットワークを通じて情報照会を行う場合となる。この場合、住基ネットに符号の生成を依頼することとなる。

個人情報保護

地方団体における特定個人情報の保護については本ガイドライン第3章において詳述。特定個人情報保護評価の実施をはじめ、地方税分野についてもこれに沿って対応。

地方税関係情報の提供については、地方税法に規定する守秘義務に抵触しないようにすることが必要。

情報提供ネットワークシステムを通じた他の行政機関への地方税情報の提供

- ・ 情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報の提供は、法律上規定された請求に対し、法律上規定された提供義務(番号法第22条)を履行するための正当な行為として許容されるものであり、守秘義務違反は成立しないと解される
- ・ 市町村の税務当局から情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を提供する社会保障分野の事務については、地方税法上の守秘義務の趣旨にかんがみ、情報提供の必要性が認められ、本人の権利利益に悪影響を与えない以下a,bのいずれかに該当する場合に限定して番号法の別表第2に規定している。
 - a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
 - b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合(照会にあたっての本人同意の取得について法令で規定予定)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(抄)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者((中略)以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者((中略)以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(中略)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

庁内における地方税情報の提供

- ・ 庁内における特定個人情報の提供については地方団体の条例で規定(第3章参照)
- ・ 所得情報の提供にあたっては、各地方団体において、地方税法上の守秘義務の趣旨を踏まえた検討が必要

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間サーバー)のポイント<第2章第3節>

必要性

セキュリティ、コストの観点から、インターフェイスシステムと既存業務システムを接続する方法として、情報連携対象の個人情報の副本を保存・管理する「中間サーバー」を置くことが適当

セキュリティ

副本を中間サーバーに保存することで、障害等の場合も既存業務システムへの影響を遮断

コスト

既存業務システムの改修を最小限に抑えるとともに、中間サーバーの稼働により情報連携に対応

(既存業務システムの稼働コストの最小限化)

基本的な考え方

地方公共団体が管理

保有すべき情報

- ・ 符号とともに、所得情報、世帯情報、各福祉分野情報(別表第二規定)、更新日時等の保有・管理が必要
- ・ セキュリティの観点から、個人番号、基本4情報は保有せず、団体内統合宛名番号の保有により本人を特定することが適当
- ・ 極力リアルタイムでの情報更新が望ましいが、業務負担軽減の観点から、更新時点情報の保持を前提に、業務特性に応じた更新頻度とするもの

セキュリティ確保方策

- ・ 特定個人情報が保存されることから、セキュリティ確保は重要。未知のマルウェアなど新たな脅威にも対応した対策が必要。
(対策例)

・ 職員認証と適切な権限管理、ネットワーク設定の適切な実施、サーバーの通信状況の監視、ウイルス対策 等

必要とされる機能

- ・ 情報照会・提供機能、符号管理機能、既存システム接続機能、インターフェイスシステム接続機能、情報提供等記録管理機能 等

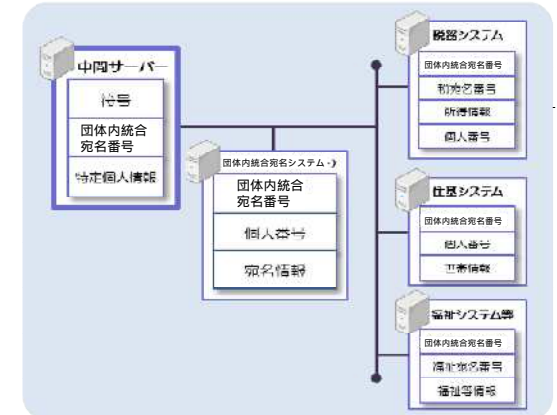
スケジュール

- ・ 平成25年度～:ソフトウェアの設計・開発(国において一括開発)
- ・ 平成27年度:ハードウェアの設定・導入

ハードウェアについては、個々の団体がそれぞれ設置することは必ずしも適当ではなく、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることが適当。設置主体も含めて、整備のあり方について、引き続き検討を行い、速やかに結論を得る。

中間サーバーが保有すべき情報

個人番号を保有せず、団体内統合宛名番号を保有



中間サーバーが保有する情報(モデルケース) 寺

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(団体内統合宛名システム等の整備)のポイント<第2章第4節>

必要性

- ・ 中間サーバーを介した情報連携に当たって、符号該当の個人を、団体内のシステムにおいて一意に特定し、符号とのひも付けが必要
- ・ その際、団体内統合宛名番号を中間サーバーにおける識別子(個人が誰であることを示す情報)として用いることが効率的
- ・ 団体内統合宛名システムの整備は、地方公共団体のシステム改革を推進し、行政運営効率化、住民サービスの向上に資するもの
- ・ 宛名情報を統一的に管理する必要性が低い場合等には、少なくとも、当面の対応として、中間サーバーにおいて符号と団体内統合利用番号とのひも付けのみを行う団体内統合利用番号連携サーバーを整備することは必須

位置付け・求められる機能

- ・ 既存業務システムで管理する宛名情報を統一的に整備するもの
- ・ 必要ある主な機能:宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能、中間サーバー連携機能、既存システム連携機能 等

類型ごとの導入方針・整備にあたっての留意事項

番号法別表第2掲載事務及び個別条例追加事務(同法第9条第2項)(以下、「番号法別表第2記載事務等」という。)のすべてについて、既に団体内統合宛名システムを整備している場合

既存の団体内統合宛名システムに、個人番号を追加する等の改修を実施。

別表第2掲載事務等の一部について、既に宛名管理システムを整備している場合

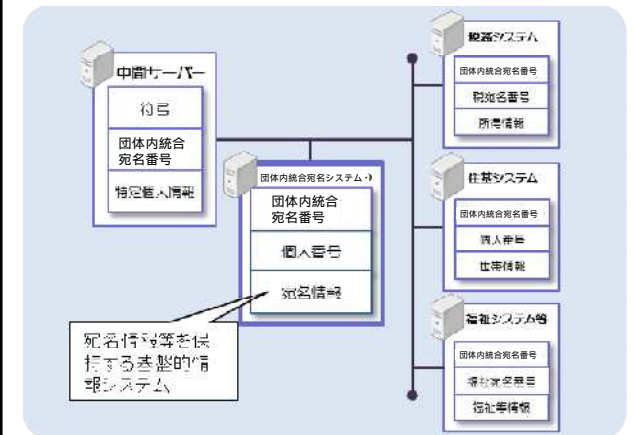
既存の宛名管理システムに、未整備の別表第2掲載事務等の情報を追加する等の改修を実施。

宛名管理システムを整備していない場合

別表第2掲載事務等について団体内統合宛名システムを新たに整備。

- ・ について、宛名情報を統一的に管理する必要性が低い場合等は、当面の対応として、団体内統合利用番号連携サーバーの整備も考えられる
- ← 情報提供が義務付けられている事務に係る既存業務システムにおける利用番号すべてについて、団体内統合利用番号とのひも付けを行う必要

留意事項:セキュリティへの配慮、適切なアクセス制御、効率的な個人データの整理(データクレンジング)が必要



想定されるシステム構成(モデルケース)

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第3章】

第3章 番号制度に対応した個人情報保護対策

番号法の概要（第1節）

(ポイント)

定義
地方公共団体の責務
個人番号の付番
利用範囲
番号法第9条に規定される利用範囲
委託
再委託に関し当初の委託元の許諾
安全管理
情報の共有・活用
本人確認
個人番号カード

特定個人情報の提供、収集、保管の制限
番号法第19条の規定に基づく特定個人情報の提供ができる場合の限定列挙
情報提供ネットワークシステムの利用に関する事項
情報提供の求め又は情報提供があった際の記録の保存
特定個人情報保護評価
特定個人情報ファイルを保有するに先立ち、特定個人情報保護評価を行う
行政機関個人情報保護法等における特例
適用除外及び読替規定の趣旨を踏まえ必要な措置

番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方（第2節）

(ポイント)

1 番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方

特定個人情報

個人番号と紐付かない個人情報は、現行の個人情報保護条例の対象である「個人情報」。個人番号と紐付く個人情報は、番号法の対象である「特定個人情報」

特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルが「特定個人情報ファイル」

利用範囲

- 個人番号利用事務は番号法第9条第1項及び別表第一に規定
- 番号法別表第一に規定されていない事務であっても、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する分野の事務であれば、条例で定めることで個人番号の利用が可能

情報提供の制限

- 番号法第19条により特定個人情報の提供を行うことができる場合を限定列挙し、かかる場合以外の特定個人情報の提供を禁じている

目的外利用

- 目的外利用が許容される例外事由を限定

特定個人情報保護委員会による監視、監督

- 特定個人情報を取り扱う者に対する勧告・命令・立入検査等による、特定個人情報の適正な取扱いを担保

2 個人情報保護法制との関係

- 現行の個人情報保護法制の各種保護措置よりも手厚い保護措置を講じるために、番号法では現行個人情報保護法制の特別法として、各種保護措置を講じる

地方公共団体に求められる取組（第3節）

(ポイント)

制度的措置

- 番号法第31条に基づく条例の見直しを検討する必要がある（目的外利用、提供、開示・訂正・利用停止、利用停止）
- 一部地域の独自性に基づく条例の規定が定められており、番号法の規定と整合性が取れない場合は条例の見直しを検討する必要がある
- 個人番号の利活用のために条例の見直しを検討することが考えられる（庁内における特定個人情報の利用、同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供、個人番号カードの独自利用）

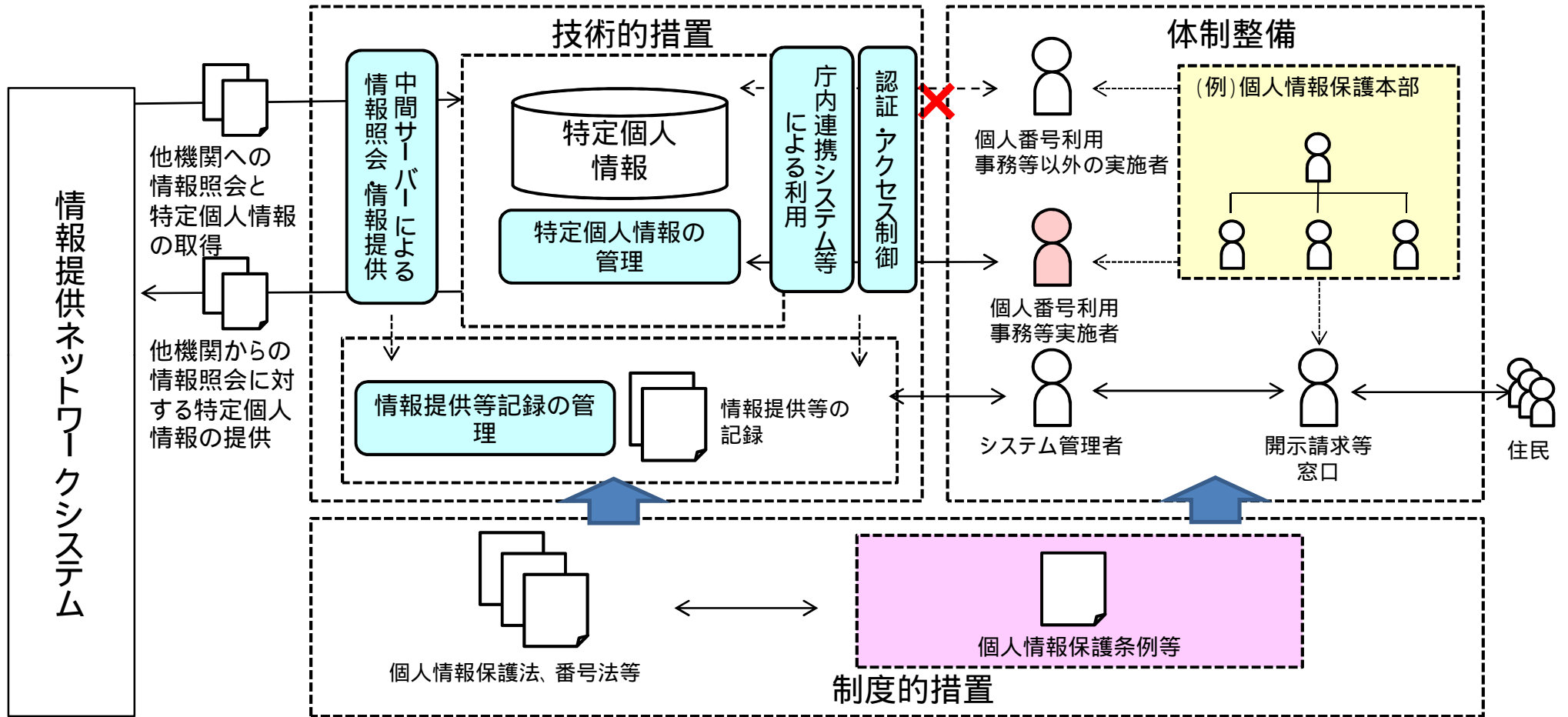
技術的措置

- システム上での個人情報と特定個人情報の区分を行うために、個人番号利用事務実施者でない者が個人番号を参照できないようにアクセス制御を行う必要がある
- 中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う際に、「既存業務システムを経由する場合」「中間サーバーを直接操作する場合」において端末や職員、既存業務システムの特定のための認証とアクセス制御を行う必要がある

体制整備

- 特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施する必要がある
- 番号制度に対応するための実施体制を確保する必要がある
- その他緊急時対応や職員研修、セキュリティ監査の対応の検討が必要となる

地方公共団体に求められる取組として、制度的措置(条例改正等)、技術的措置(特定個人情報の管理方法、アクセス制御等)、体制整備が考えられる。



制度的措置: 条例改正に係る対応項目及び地方公共団体における独自規定に係る留意点を示す。

技術的措置: システム上で推奨されるデータ保持方法並びにアクセス制御等の措置について示す。

体制整備: 特定個人情報保護評価への実施手順や留意点等や職員への研修、監査、実施体制、セキュリティインシデント発生時の対応等における考え方を示す。

制度的措置

(1)番号法第31条に基づく条例改正

番号法第29条を踏まえた条例改正(情報提供等記録を除く特定個人情報に関する条例改正)
 情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第29条を踏まえ、条例改正等必要な措置を講じる必要がある(番号法第31条)

項目	措置
目的外利用	目的外利用を以下の場合にのみ認めるようにする。 (あ)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき(番号法第29条第1項、第2項及び第3項並びに第32条) (い)激甚災害時等一定の要件を満たすとき(番号法第9条第4項、第29条第2項及び第3項並びに第32条)
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする(オンライン結合についても同様)。
開示・訂正・利用停止	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
利用停止	利用停止を請求することができる場合として、番号法違反の場合(目的外利用制限違反、収集・保管制限違反、ファイル作成制限違反、提供制限違反)を追加するようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。 他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。

番号法第30条を踏まえた条例改正(情報提供等記録に関する条例改正)
 情報提供等記録について、番号法第30条を踏まえ、条例改正等必要な措置を講じる必要がある(番号法第31条)

項目	措置
目的外利用	目的外利用を認めないようにする。
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする(オンライン結合についても同様)。
開示・訂正	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。 移送を行わないようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。 他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。
訂正	訂正にかかる通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更する。
利用停止	利用停止請求を認めないようにする。

(2)条例独自規定への対応

一部の条例では、地域の独自性に基づく規定が定められているため、番号法における規定との間に整合性が取れていない場合は、条例改正等の検討を行う必要がある。

外部提供に係る規定

個人情報の外部提供に係る規定を定めている場合、番号法第19条各号における特定個人情報の提供に係る規定と矛盾が生じないか確認する必要がある。

オンライン結合の制限に係る規定

他機関における電子計算組織のオンライン結合の禁止等に係る規定を定めている場合、矛盾が生じないか確認する必要がある。

電子計算機の結合の制限に関する規定

自治体クラウド等共同利用する電子計算機の結合を認めている場合、条例における電子計算機との結合に係る規定と番号法第19条の特定個人情報の提供の制限に定められる情報提供ネットワークシステムにおける情報提供に係る規定との整合を確保する必要がある。

(3)個人番号の利活用のための条例改正

利用範囲

特定個人情報の内部利用として、同一機関内で庁内連携システムを介することにより、特定個人情報の効率的な検索を実現することが可能。このために、番号法第9条第2項の規定に従い、条例利用として、複数の事務間で特定個人情報の授受を行う場合について規定する。なお、個人番号を用いずに庁内連携を行う場合は、条例の制定は不要であり、現行どおりの事務が可能。

同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供

同一地方公共団体の他機関に必要な限度で特定個人情報を提供するために、条例で「提供を求める機関」「提供先における事務処理を行う機関」「提供を行う特定個人情報の種類」「事務の種類」の項目を明示する。

個人番号カードの独自利用

番号法第18条の規定に従い、条例で定めるところにより個人番号カードの独自利用が可能。

個人番号により、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものは、「特定個人情報ファイル」となる。
 ただし、個人番号利用事務等実施者でない者が個人番号を参照できないようアクセス制御されたデータベース等は、特定個人情報ファイルに該当しない。

個人情報保護法第2条第2項

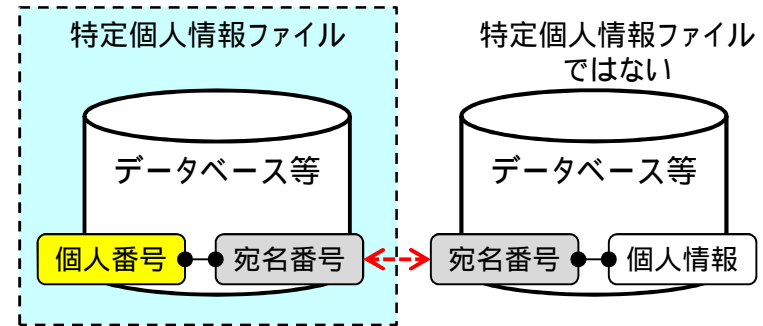
この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

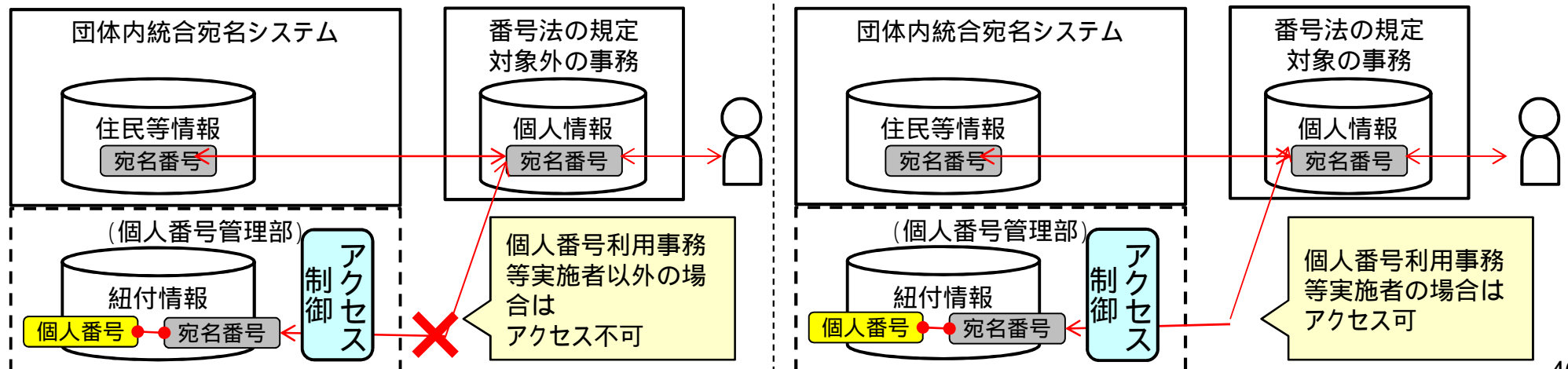
個人情報の保護に関する法律施行令第1条

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

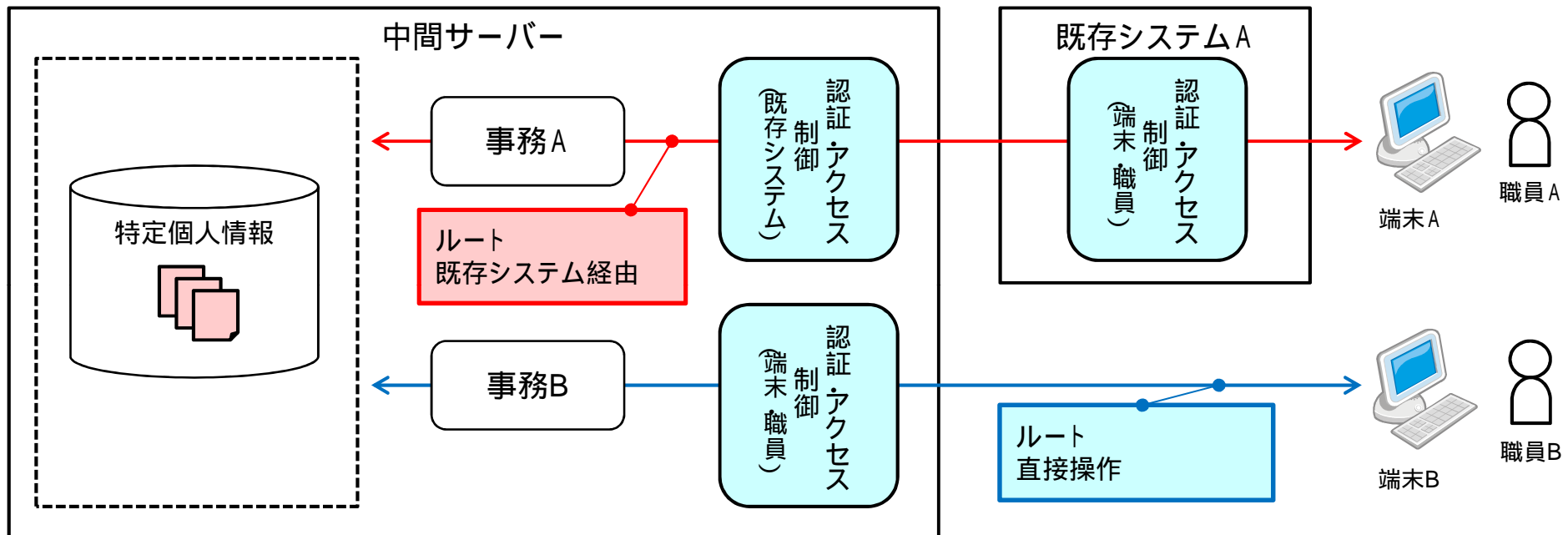
【特定個人情報ファイルの範囲】



特定個人情報ファイルと個人情報ファイルの区別を行うために、地方公共団体はシステム上で事務等実施者の権限に応じてアクセスすることのできる個人情報の範囲を制御する仕組み(アクセス制御)を設ける必要がある。



情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携に当たり、プレフィックス情報()に定義される事務単位に適切な権限を持つ職員のみが情報提供の求めを行うことができるよう、アクセス制御や権限設定を行う必要がある。上記に当たり、中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う方法として、既存システムを経由する方法と、中間サーバーを直接操作する方法の2つがあるため、それぞれの認証及びアクセス制御に係る考え方を整理する。



認証・アクセス制御	ルート (既存システム経由)	ルート (直接操作)
認証・アクセス制御	既存システムが接続可能な端末、操作権限を持つ職員を認証、アクセスを許可する。	-
認証・アクセス制御	中間サーバーが操作権限を持つ既存システムを認証、アクセスを許可する。	中間サーバーが接続可能な端末、操作権限を持つ職員を認証、アクセスを許可する。

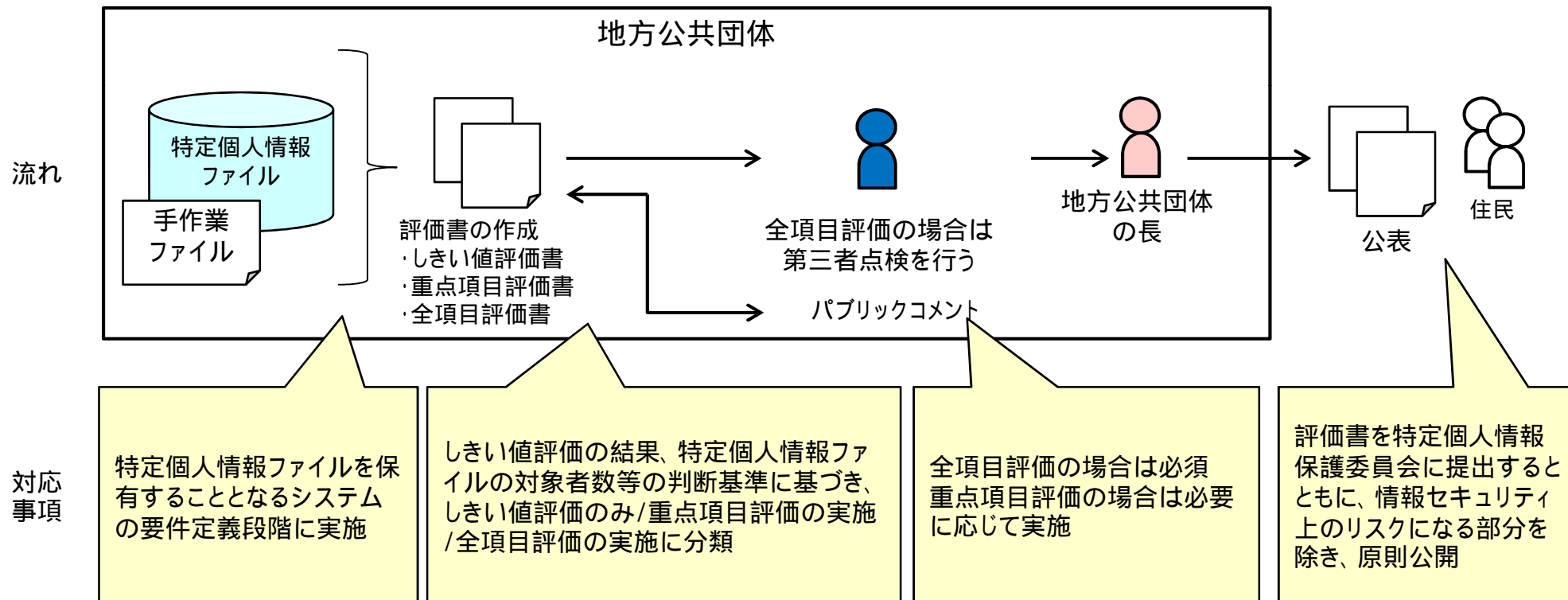
地方公共団体では、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルについて重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護委員会規則に基づく特定個人情報保護評価を実施しなければならない(番号法第27条)。

現時点においては、特定個人情報保護委員会が発足しておらず、同委員会の規定する実施方針やガイドラインが整備されていないため、委員会設立後に変更されることがありうる。

特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを保有する業務・システム。

個人番号利用事務を実施するに当たっては、直接個人番号を格納していないテーブル・データベースの情報と、直接個人番号を格納しているテーブル・データベースの情報を突合させて、一体として情報を利用することとなるため、事務を処理するために個人番号を紐づけて利用することとなる情報は、特定個人情報保護評価の対象となる。

【特定個人情報保護評価の流れと対応事項】



全項目評価を実施する可能性があるのは、対象者の人数が10万人以上の特定個人情報ファイルを保有する業務・システムのみ。

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成25年度】

時期	項目	いつまでに	やること
5月	番号制度関連法成立・公布	—	—
10月～	既存システム改修影響調査 (補正予算等に対応か)	25年度中 ～27年度中	大規模な団体など、システム改修の範囲を調査する。 (影響調査の必要性は各団体の判断) 業務によって、開始時期が異なるため、調査は25年度から段階的に実施。(H25年度は主に住基、税、宛名関連、社会保障関係のシステムと想定)
10月～	情報保護評価の準備	25年度中～27年度中	情報保護評価の実施体制、スケジュールの検討
秋頃	26年度予算要求	各団体予算案決定時	既存住基システム 税務システム(番号の管理に係る改修(改修負荷の高い団体)) 団体内統合宛名システム等 社会保障関係システム の改修費用を見積もり、予算計上
秋以降	条例改正項目の検討開始 (個人情報保護関連の読替規定対応、独自利用、税条例など)	26年度末頃まで	必要な条例の改正項目を検討する。

【その他】秋頃に機構から個人番号カードの発行委託等の調査、周知・広報(内容は別途情報提供)に適宜対応する必要がある。

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成26年度】

時期	項目	いつまでに	やること
4月～	既存システム改修開始 既存住基システム 税務システム 団体内統合宛名システム 等 社会保障関係システム	26年度末まで ～ 27年12月末まで 27年度上半期に機構との連携テスト	各既存システムの改修を開始する。 既存住基システムについては、27年度上半期に、機構から個人番号とすべき番号が送付されるなど、本番運用が開始されることとなるため、26年度中に改修が完了する必要がある。
春夏～	上記～ についての情報保護評価	原則として、開発工程に入るまで (ただし、委員会指針公表から半年を超えない範囲で開発が発生する場合は、開発工程後の実施も認められる) 開発とは、業務プログラムのコーディング以降のことをいう。	情報保護評価を行う。しきい値評価の結果、全項目評価となった場合は、パブリックコメント、第三者点検を行う。
秋頃	27年度予算要求	各団体予算案決定時	既存住基システム(テストや準備行為に係る経費等) 税務システム(番号の管理に係る改修(改修負荷の低い団体)、情報連携に係る改修) 団体内統合宛名システム等 社会保障関係システム の改修費用を見積もり、予算計上 また、 中間サーバーの整備に関する予算を計上

【その他】周知・広報(内容は別途情報提供)に適宜対応する必要がある。

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成27年度】

時期	項目	いつまでに	やること
26年度 から継続	既存システムの改修完了	27年12月末まで (番号の管理)	番号の利用開始に向けた既存システムの改修を完了する。
通年	住登外者の整理・統合	28年(符号取得まで)	業務システム毎に保有している住登外者の情報を整理統合し、符号の取得に備える。
上半期	既存住基システム連携 テスト	機構が個人番号とすべき番号を配布する時点まで	番号制度に対応した改修を済ませた既存住基システムと、番号制度に対応したアプリケーション適用後のCS間の連携及び機構との連携についてテストを行う。
上半期	個人番号の付番・通知開始 に向けた準備	27年10月まで	27年10月の個人番号の付番等に係る準備を行う
上半期	条例改正	27年10月まで	各条例改正案を議会に提出する。
27年10月	個人番号の付番・通知開始	—	個人番号を付番する。 個人番号を住民票に記載する。 個人番号を本人確認情報に追加する。
28年1月	個人番号の利用開始 個人番号カードの交付開始	—	個人番号入りの申請書等の受付を開始する。 個人番号カードを交付する。
未定	中間サーバーの整備開始	27年度中	中間サーバーのアプリケーションを適用する。中間サーバー、情報提供ネットワークシステム(IFシステム)の導入に伴い、市町村内の庁内ネットワークの見直しを実施する。

【その他】

- ・番号取扱職員への研修を行う必要があると考えられる。
- ・給与システムで個人番号を取扱うための対応が必要となる。
- ・周知・広報について、H27.10の個人番号の付番・通知開始まで重点的に国と協力して行う必要がある。

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成28・29年度】

28年度



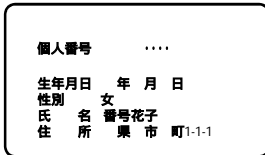
時期	項目	いつまでに	やること
27年度 から継続	既存システム改修完了 (団体内におけるシステム連 携テスト完了)	28年7月頃(情報連携)	団体内におけるシステム連携テストを終え、改修を完了する。
上半期 中頃	総合運用テスト	29年6月末まで	情報提供ネットワークシステムと連携した総合運用テストに参画する。 総合運用テストでは、各地方公共団体のシステムを情報提供ネット ワークシステムに接続し、番号法に基づく情報提供 / 情報照会の一 連の流れをテストする。
未定	住民の符号取得	未定	各市町村の住民の符号を取得する。 住民登録外者については、情報連携に必要な者について取得する。

29年度

時期	項目	いつまでに	やること
7月	情報連携開始	—	—

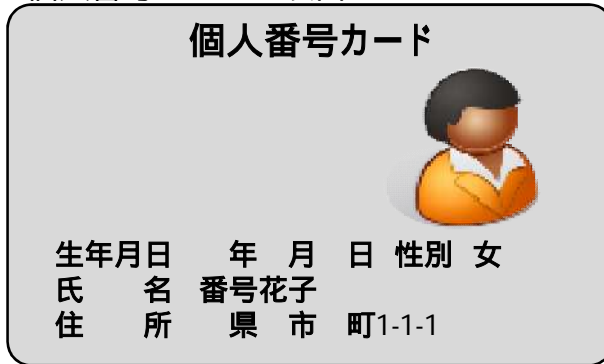
【その他】周知・広報(内容は別途情報提供)に適宜対応する必要がある。

個人番号カード、通知カードの交付について

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <p>住民票コードの券面記載なし 顔写真は選択制</p>	 <p>個人番号を券面に記載(裏面に記載する可能性あり) 顔写真を券面に記載</p>	 <p>個人番号を券面に記載 顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>即日交付又は窓口へ2回来庁 人口3万人未満は委託可能</p> <p>手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) 交付事務は自治事務</p>	<p>市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等を想定) 全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>手数料:今後検討 交付事務は法定受託事務</p>	<p>全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>手数料:なし 交付事務は法定受託事務</p>
3 利便性	<p>身分証明書としての利用が中心</p>	<p>個人番号を確認する場面が飛躍的に増加(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) 市町村による独自サービス拡大の可能性</p>	<p>個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

個人番号カードの概要

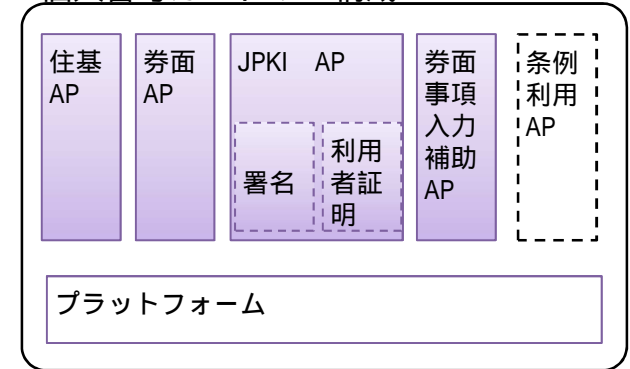
個人番号カードの表面



個人番号カードの裏面



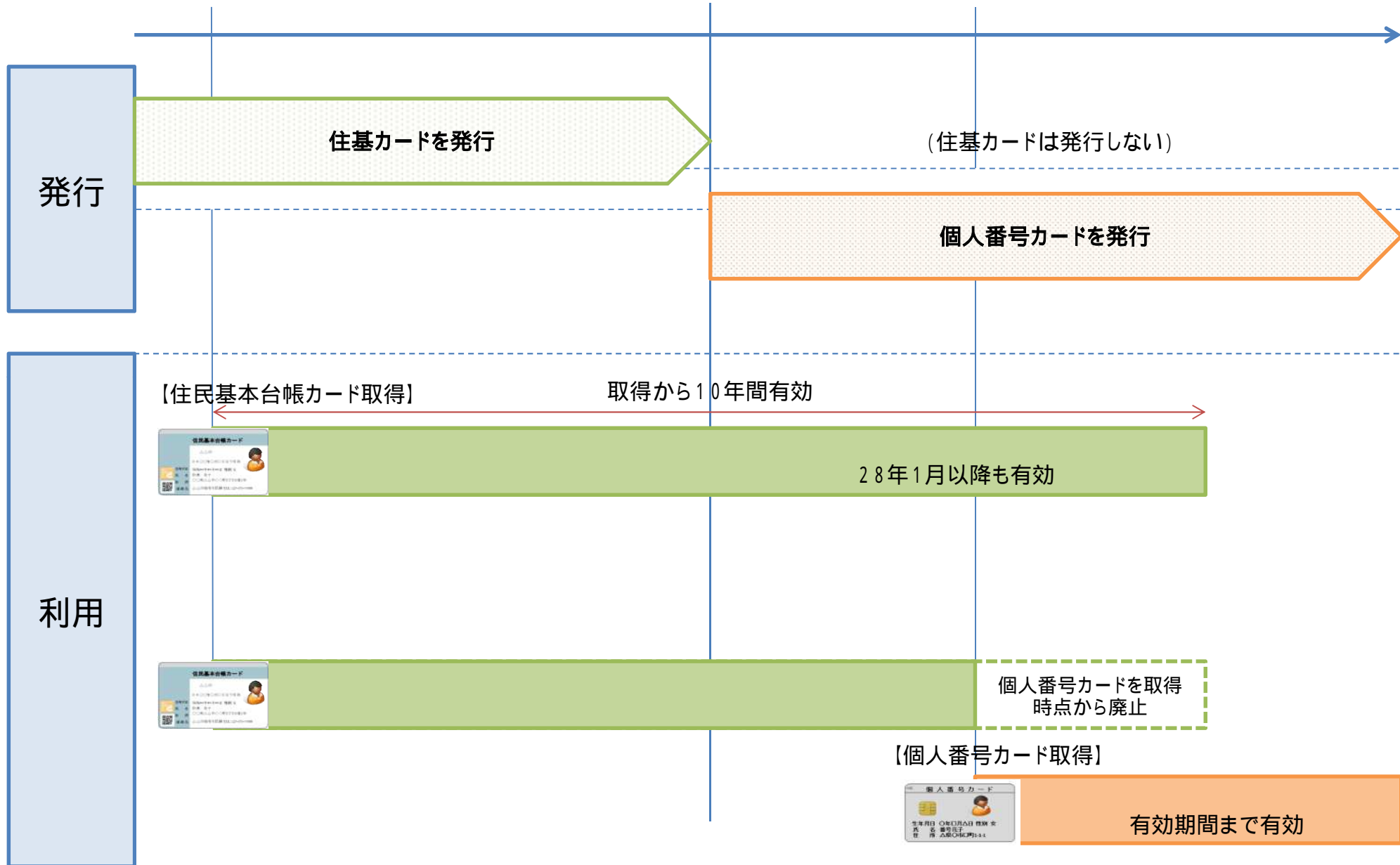
個人番号カードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面情報: 4情報 + 顔写真の画像 ・裏面情報: 個人番号の画像 	<p>照合番号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用できる事業者 表と裏の券面情報 : 個人番号下6桁 ・個人番号を利用できない事業者 表の券面情報のみ : 有効期間、生年月日 = 14桁
JPKI - AP	<p>(署名用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請に利用 <p>(利用者証明用)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイ・ポータル等のログインに利用 	<p>暗証番号</p> <ul style="list-style-type: none"> : 6 ~ 16桁の英数字 <p>暗証番号</p> <ul style="list-style-type: none"> : 4桁の数字
券面事項 入力補助AP 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、個人番号及び4情報の電子署名を記録 ・番号利用法に基づく事務のために個人番号及び4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 ・番号利用法に基づく事務以外の事務において4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 	<p>暗証番号</p> <ul style="list-style-type: none"> : 4桁の数字 JPKI - AP(利用者証明用)と統一の設定も可能
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	<p>暗証番号</p> <ul style="list-style-type: none"> : 4桁の数字 JPKI - AP(利用者証明用)と統一の設定も可能

個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月



個人番号カードの交付方針(案)

	方針
1 対象	<p>原則として国民全員に交付(目標)</p> <p>ただし、15歳未満の者又は成年被後見人に対しては、署名用電子証明書は実印に相当するため原則として発行しない(利用者証明用電子証明書のみ発行)</p>
2 有効期間	<p>個人番号カードの有効期間は、カード発行日(カードを更新期間内に更新申請する場合は、旧個人番号カードの有効期間満了日)から申請者の10回目の誕生日までとする(ただし、20歳未満は容姿の変化が大きいため、カード発行日(カードを更新期間内に更新申請する場合は、旧個人番号カードの有効期間満了日)から申請者の5回目の誕生日までとする)。</p> <p>利用者証明用電子証明書の有効期間は、証明書発行日(電子証明書を更新期間内に更新申請する場合は、旧電子証明書の有効期間満了日)から申請者の5回目の誕生日までとする。ただし、電子証明書の有効期間が個人番号カードの残りの有効期間より長くなってしまう場合は、個人番号カードの有効期間満了日までとする。</p> <p>署名用電子証明書の有効期間は、利用者証明用電子証明書の有効期間満了日までの間とする。</p> <p>個人番号カード及び電子証明書の更新については、有効期間満了日の3ヶ月前から有効期間満了日までの間、可能とする。</p>
3 申請	<p>通知カードとあわせ、個人番号カードの申請書(基本4情報等をプレ印刷)を送付</p> <p>国民は、申請書のプレ印刷情報(電子証明書の代替文字等を含む)を確認し、顔写真を添付して申請</p>
4 発行	<p>個人番号カードの発行(鍵ペア生成も含む。)について、全市町村が機構へ委託</p> <p>機構がカード発行データを作成・管理</p> <p>機構が競争入札によりカードの発行を民間事業者等に委託</p>
5 交付	<p>交付時来庁方式とする。</p> <p>一定の条件を満たした場合は、任意代理人に対し、交付を可能とする。</p>
6 紛失等	<p>紛失時等に、個人番号カードの利用を迅速かつ効率的に一時停止できるよう、委託を受けた機構においてカード管理のためのシステム構築</p>

年齢による個人番号カードの交付方針(案)

カード 発行時の年齢	カードの有効期間	利用者証明用 電子証明書	署名用電子証明書
15歳未満	5年間 (*1)	(*2)	× (*3)
15歳以上 ~20歳未満	5年間 (*1)		
20歳以上	10年間		

*1:20歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5年間とする。

*2:15歳未満については、法定代理人がパスワードを設定する。

*3:15歳未満については、現行制度と同様に署名用電子証明書を原則として発行しない(実印に相当するため)。

個人番号カードと電子証明書の有効期間の関係(1)

(例) 誕生月が1月、カードの発行がH28.5の者の場合

5回目の誕生日
H33.1

10回目の誕生日
H38.1

H28.5

H32.10

【発行】

3ヶ月

個人番号
カード



個人番号カード (有効期間9年8ヶ月)

【異動がない場合】

最大4年8か月

署名用・利用者証明用

更新

最大5年 + α

署名用・利用者証明用

電子
証明書
&
鍵ペア



更新不可

更新可能

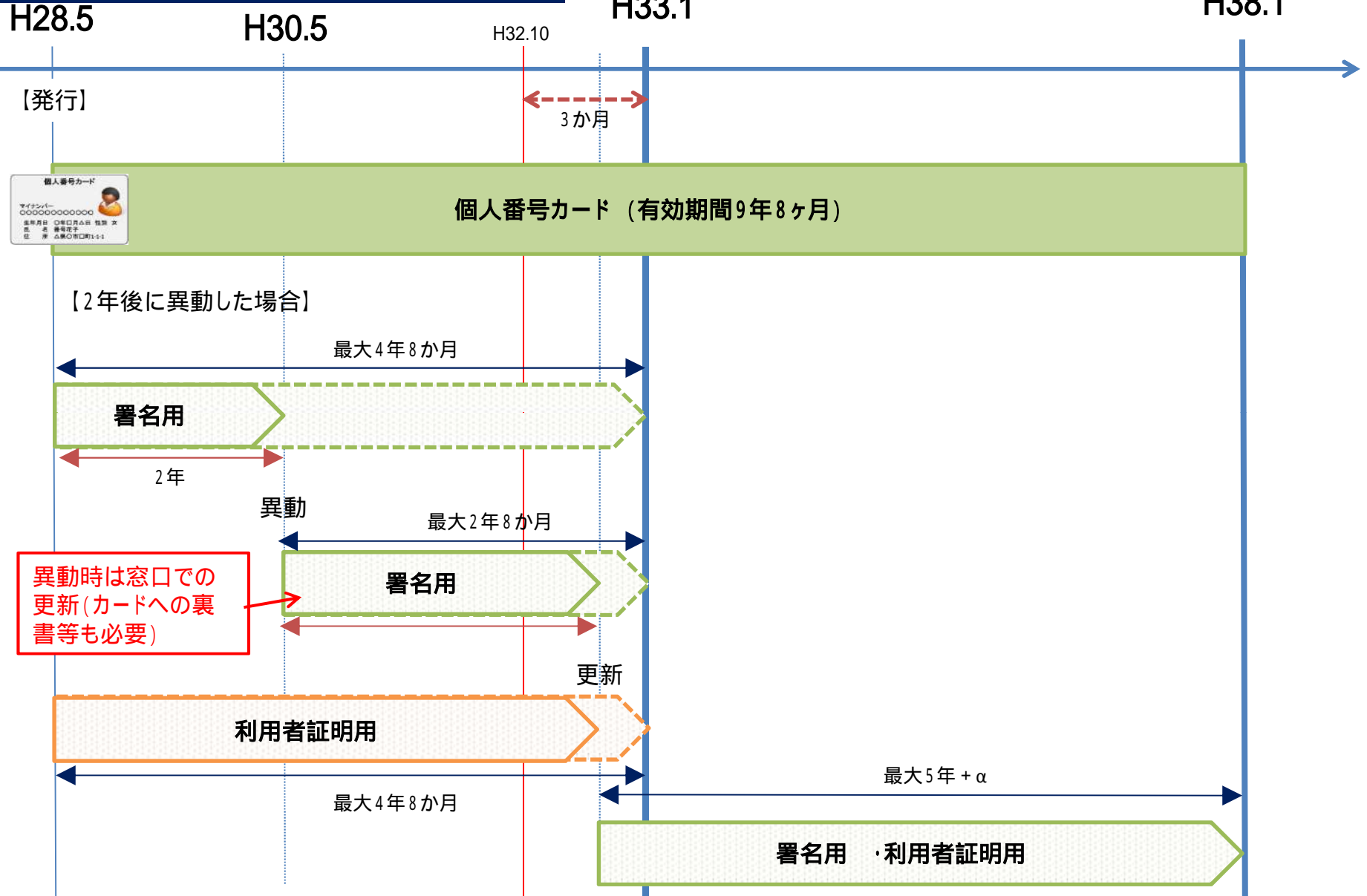
再発行

個人番号カードと電子証明書の有効期間の関係(2)

(例) 誕生月が1月、カードの発行がH28.5の者の場合

5回目の誕生日
H33.1

10回目の誕生日
H38.1



個人番号
カード

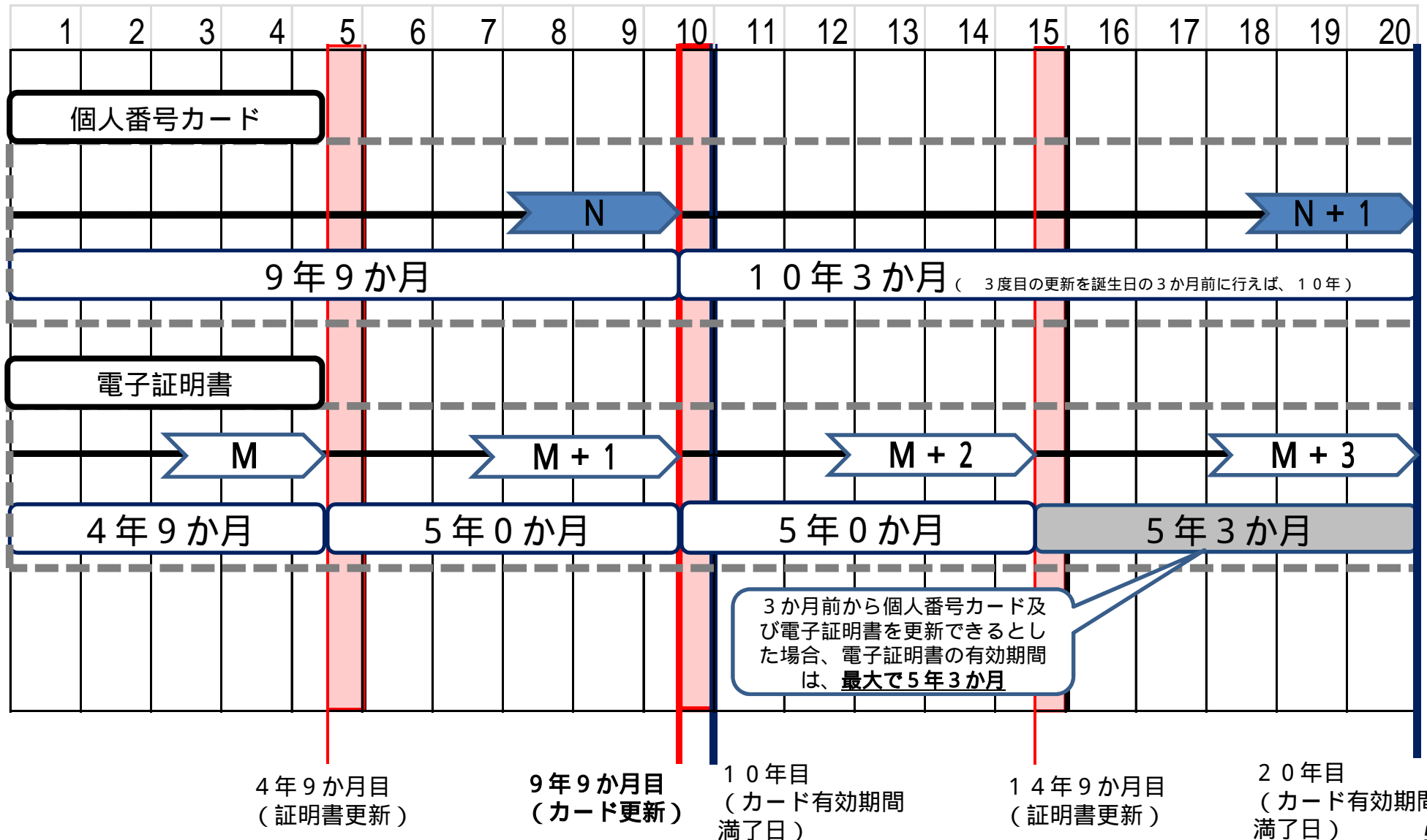
電子
証明書
&
鍵ペア



異動時は窓口での
更新(カードへの裏
書等も必要)

個人番号カードと電子証明書の有効期間の関係(3)

- 個人番号カード及び電子証明書の更新申請を有効期間満了日の3か月前から可能とする。
- N回目に交付された個人番号カードを、9年9か月目に更新した場合等のイメージは次のとおり。
(M回目に発行された電子証明書を、更新する場合を含む。)



機構への一括委託について

個人番号カードは、本人確認及び番号確認の最も有効な手段となるもの。
 このため、個人番号カードは、実際に現行の住基カードよりも発行枚数は増加すると考えられる。
 これに伴い、個人番号カードの発行に係る市町村窓口における負担軽減及び費用の削減について、検討する必要がある。

市町村の行う業務を、機構に委託することにより、事務の効率化・費用の削減が図られるのではないかと？

例えば、個人番号カードの発行業務を委託した場合と各市町村で発行する場合と比較すると以下のとおり。

	個人番号カードにおける市町村独自方式	個人番号カードにおける一括委託方式
住民の 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・即日交付が可能。 ・大量の申請があると、窓口が混雑。 	<ul style="list-style-type: none"> ・即日交付を行うことができない。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとに印刷設備及びカード発行設備等の導入、維持や作業場所等が必要となり、設備コストの負担が重くなる。 ・市町村ごとにICカード等を調達する必要がある。 ・市町村ごとにICカード等の在庫管理等を行う必要がある。 ・通知カード等の印刷、発送等の一時的な業務量の増大に備え、職員体制の構築等が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カードプリンター等の設備を一括して機構が準備するため、各団体において、これらの設備が不要となる。 ・ICカードを一括で調達するため、単価を抑えることができる。 ・各団体におけるICカードの在庫管理が不要となる。
品質	<ul style="list-style-type: none"> ・プリンターやインクの違いによる色合いの差など、全国统一で同品質のカードを作成することが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カード発行設備の統一化により、個人番号カードの品質を一定に保つことができる。

では、外部委託することにより効果が期待できる業務としては、どのようなものが考えられるか？

一括委託の対象業務について

個人番号カードに係る業務を外部委託することによる事務効率化や費用削減の効果が期待できる業務は、以下のとおり。

a.通知カード等印刷業務	通知カード及び交付申請書などを印刷し、全住民に発送する。
b.申請受付処理業務	個人番号カードの交付申請を受け付け、カードの発行等に必要となる交付申請内容をシステムに登録する。
c.個人番号カード発行業務	個人番号カードとなるICカードの調達を行い、カード交付通知書の出力、個人番号カードへの電子証明書等の書込みや発送を行う。
d.電子証明書の鍵ペアの生成業務	個人番号カードに格納される公的個人認証サービスの電子証明書に係る鍵ペアの生成を行う。
e.コールセンター業務	電話等にて住民の届出を受けて個人番号カードの一時停止及び電子証明書の一時保留を行う。

番号制度に係る地方公共団体のシステム整備に係る予算対応について

地方公共団体における番号制度の導入に必要な既存システムの改修、中間サーバーの整備等について、以下のよう
な対応が見込まれるところ（社会保障関係システムの取扱いについては別途）。
それぞれ、地方公共団体で必要となる団体規模・システム類型別の事業費（想定）については、以下（別葉）に
お示ししているとおり。

既存住基システムの改修

【対応年度:26年度予算～】

27年10月からの個人番号の通知への対応については26年度中に終わることが必要（テスト等の一部作業は、27年度対応）。このため、全ての市区町村において、26年度に改修作業にとりかかることが必要。

既存税務システムの改修

【対応年度:26年度予算～】

28年1月からの個人番号利用及び28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要。

改修負荷が高いことが見込まれる団体（大規模団体等を想定）においては26年度から、改修負荷が低いことが見込まれる団体（パッケージソフトウェアをノンカスタマイズで導入している団体や、小規模団体等を想定）においては27年度からの対応が想定されるが、対応時期については、各団体のシステムの状況等を踏まえ、各団体ごとに早期の検討が必要。

中間サーバーの整備

中間サーバーは、29年7月から予定されている情報連携のため必要となるもの。この中間サーバーのソフトウェアについては国で一括開発を行うこととしており、25年度に設計・開発を行うこととしている。

ハードウェアの設定・導入は27年度に行うこととしているが、個々の団体がそれぞれ設置することは必ずしも適当ではなく、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることが適当。設置主体も含めて、整備のあり方について、引き続き検討を行い、速やかに結論を得る。

団体内統合宛名システム等の整備

【対応年度:26年度予算～】

27年10月からの個人番号の通知への対応、28年1月からの個人番号利用及び28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要。

中間サーバーの整備と併せ、情報連携等を行うため、各団体において団体内統合宛名システム等を整備することとし、対応時期については、各団体のシステムの状況等を踏まえ、早期の検討が必要。

住基システム改修経費の団体規模・システム類型別の事業費(想定)について

各団体における既存システムの状況により、所要の事業費は大きく異なるものであるが、一定の前提において人口規模・システム類型別に想定した事業費の規模は、以下のとおり。

【市区町村】

(単位:百万円)

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
1万人以下	汎用機系	6.2
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	5.0
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	4.4
1}3万人	汎用機系	9.6
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	7.2
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	6.2
3}10万人	汎用機系	12.5
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	10.0
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	8.6

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
10}50万人	汎用機系	32.4
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	23.4
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	17.5
50万人超	汎用機系	61.1
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	49.4
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	25.0

【現時点における積算であり、今後変更がありうるもの】

税務システム改修経費の団体規模・システム類型別の事業費(想定)について(1/2)

各団体における既存システムの状況により、所要の事業費は大きく異なるものであるが、一定の前提において人口規模・システム類型別に想定した事業費の規模は、以下のとおり。

【市区町村】

(単位:百万円)

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
1万人以下	汎用機系(独自開発)	2.9
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	3.7
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	2.4
	オープン系(独自開発)	4.2
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	3.1
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	2.7
1}3万人	汎用機系(独自開発)	7.8
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	8.7
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	4.9
	オープン系(独自開発)	9.2
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	6.3
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	4.9

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
3}10万人	汎用機系(独自開発)	20.3
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	18.9
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	9.6
	オープン系(独自開発)	19.3
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	11.8
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	9.2

【現時点における積算であり、今後変更がありうるもの】

税務システム改修経費の団体規模・システム類型別の事業費(想定)について(2/2)

【市区町村】

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
10 ～ 50 万人	汎用機系(独自開発)	84.6
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	61.2
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	25.9
	オープン系(独自開発)	57.7
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	35.0
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	23.9
50 万人 超	汎用機系(独自開発)	131.3
	汎用機系(カスタマイズパッケージ)	89.6
	汎用機(ノンカスタマイズパッケージ)	40.7
	オープン系(独自開発)	84.4
	オープン系(カスタマイズパッケージ)	53.2
	オープン系(ノンカスタマイズパッケージ)	38.1

【都道府県】

(単位:百万円)

団体規模	団体別所要事業費
100万人未満	112.1
100～500万人	134.6
500～1000万人	175.0
1000万人超	284.8

【現時点における積算であり、今後変更がありうるもの】

団体内統合宛名システム等整備経費の団体規模・システム類型別の事業費(想定)について

各団体における既存システムの状況により、所要の事業費は大きく異なるものであるが、一定の前提において人口規模・システム類型別に想定した事業費の規模は、以下のとおり。

【市区町村】

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
1万人以下	団体内統合宛名システムの導入	1.2
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	2.0
1}3万人	団体内統合宛名システムの導入	1.7
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	2.2
3}10万人	団体内統合宛名システムの導入	2.4
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	3.1
10}50万人	団体内統合宛名システムの導入	6.2
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	3.7
50万人超	団体内統合宛名システムの導入	21.3
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	12.7

【都道府県】

(単位:百万円)

団体規模	システム類型	団体別所要事業費
100万人以下	団体内統合宛名システムの導入	16.3
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	14.4
100}500万人	団体内統合宛名システムの導入	17.4
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	15.8
500万人超	団体内統合宛名システムの導入	17.7
	団体内統合利用番号連携サーバーの導入	16.2

26年度からの予算対応を想定
【現時点における積算であり、今後修正がありうるもの】

「団体内統合宛名システムの導入」の所要事業費は、市区町村においては、既に「団体内統合宛名システム」を導入済の団体において、都道府県においては、一部のシステムにおける統合宛名システムを導入済の団体において、既存のシステムを改修する際の経費を想定。

「団体内統合利用番号連携サーバーの導入」については、既存の宛名管理の状況に関わらず、新規のシステムをパッケージとして導入する前提。

(参考) 主な社会保障関係のシステム

システム名	説明
国民年金システム	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステムを指す。
国民健康保険システム	国民健康保険の資格の管理、保険税(料)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
後期高齢者医療システム	後期高齢者医療の資格の管理、保険税(料)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
障害者福祉システム	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムを指す。
児童福祉システム	児童手当、児童扶養手当等の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理、その他保育所保育料の算定等を行うシステムを指す。
生活保護システム	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステムを指す。
介護保険システム	介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。
健康管理システム	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理、その他保健衛生等の管理を行うシステムを指す。